

平成 25 年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会（幹事会）

日時：平成 25 年 9 月 5 日（木）

13:30～15:30

場所：高松サンポート合同庁舎
1306、1307 会議室

議 事 次 第 （案）

1. 開 会

2. 挨 拶（幹事長） 挨拶：四国地方整備局
石井企画部長

3. 議 事

（1）「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領の改正について（資料－1）
・委員名簿等の改正

（2）平成 24 年度までの取り組み状況について
・協議会の活動状況について（資料－2）
・公共工事品質確保に関する進捗状況（資料－3）

（3）平成 25 年度実施計画（案）について
・平成 25 年度実施計画（案）について（資料－4）

（4）「公共工事の品質確保推進に関する取り組み状況」の報告及び意見交換
・四国地方整備局及び各県からの報告
・意見交換

（5）その他

4. 閉 会

「平成25年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 幹事会」出席者

機関名称	幹事・オブザーバー				
	所属	役職	氏名	本人・代理	随行者数
四国地方整備局	企画部	部長	石井 一生	本人	
	企画部	技術調整管理官	欠席		
	企画部	技術開発調整官	欠席		
	企画部	総括技術検査官	藤川 昌幸	本人	
	総務部	契約管理官	今城 敏雅	本人	
	建設部	建設産業調整官	石田 政樹	本人	
	建設部	都市調整官	池本 伸一	本人	
	河川部	河川調査官	原田 昌直	本人	
	港湾空港部	事業計画官	河西 博	本人	
	営繕部	営繕調査官	西尾 達司	本人	
中国四国農政局	整備部設計課	技術審査官	井上修身	代理	
四国森林管理局	計画保全部治山課	課長	村田 孝彦	本人	
四国運輸局(オブ)	総務部会計課	課長	藤戸 秀夫	本人	
四国管区警察局(オブ)	総務監察・広域調整部会計課	課長補佐	尾崎 直人	代理	
第五管区海上保安本部(オブ)	経理補給部	部長	欠席		
中国四国地方環境事務所	国立公園・保全整備課	整備計画専門官	石月 聖文	代理	
高松高等裁判所	事務局会計課	課長補佐	西田 修司	代理	
四国財務局	総務部会計課	課長	川口 幹巳	本人	
高松国税局	総務部 会計課	営繕第一係長	大熊 篤史	代理	
四国経済産業局(オブ)	総務企画部 会計課	課長補佐	岡上 真一郎	代理	
西日本高速道路(株) 四国支社	建設事業部	技術審査役	細木 康夫	本人	
本州四国連絡高速道路(株)	計画課	課長代理	齊藤哲男	代理	
(独)水資源機構 吉野川局(オブ)	吉野川局 企画調整課	課長	川地 悟	本人	
小計				20名	
徳島県	県土整備部建設管理課	課長補佐	遠藤 守彦	代理	
	農村整備振興局農村振興課	課長補佐	浅井 重仁	代理	
徳島市	土木部	工事検査監	武市 瞳	代理	
鳴門市	企画総務部契約検査室	係長	本田 和之	代理	
小松島市	産業建設部契約検査課	課長	仲 英樹	代理	
阿南市	総務部	部長	欠席		
吉野川市	建設部監理課	課長	花平俊行	代理	
阿波市	建設部	部長	欠席		
美馬市	建設部	部長	櫻井 賢司	本人	2
三好市	建設部	部長	馬渕 文彦	本人	
勝浦町	副町長		欠席		
上勝町	建設課	課長	欠席		
佐那河内村	建設課	課長	欠席		
石井町	建設課	主事補	佐藤明弘	代理	
神山町	産業建設課	課長	尾西 逸夫	本人	
那賀町	建設課検査室	室長	吉田 勢	代理	1
牟岐町	建設課	課長補佐	田中繁樹	代理	
美波町	建設課	主査	猪谷 隆	代理	
海陽町	管財課	課長	欠席		
松茂町	建設課	課長	欠席		
北島町	建設課	課長	欠席		
藍住町	建設課	課長	欠席		
板野町	建設課	課長	欠席		
上板町	建設課	課長	欠席		
つるぎ町	管財課	課長	欠席		
東みよし町	建設課	課長	欠席		
小計				13名	3名
香川県	土木部 技術企画課	課長補佐	藤井伸二	代理	1
	農村整備課	課長補佐	横山誠司	代理	
高松市	契約監理課技術検査室	室長	河合良治	代理	
丸亀市	企画財政部管財課	副課長	平尾 哲男	代理	
坂出市	建設課	課長補佐	渡辺 靖生	代理	
善通寺市	総務部	部長	欠席		
観音寺市	総務部	部長	欠席		
さぬき市	総務部 管財課	課長	廣瀬 浩	代理	
東かがわ市	総務部	部長	清川 博武	本人	
三豊市	建設経済部	次長	尾崎 清	本人	
土庄町	建設課	課長	欠席		
小豆島町	建設課	課長	欠席		
三木町	政策課	課長	欠席		
直島町	建設経済課	課長	欠席		
宇多津町	建設課	課長	欠席		
綾川町	綾川町総務課	主査	兼平真人	代理	
琴平町	建設下水道課	課長	欠席		
多度津町	建設課	課長	欠席		
まんのう町	総務課	課長	欠席		
小計				9名	1名

「平成25年度 四国地方公共工事品質確保推進協議会 幹事会」出席者

機関名称	幹事・オブザーバー				
	所属	役職	氏名	本人・代理	随行者数
愛媛県	土木部	技術監	溝口 宏樹	本人	1
	農業振興局農地整備課	技幹	津吉 一志	代理	
松山市	技術管理課	主査	岡平 都茂	代理	
今治市	総務部 契約課	課長	卜部朋之	代理	
宇和島市	建設部建設課	課長補佐	赤松 新	代理	
八幡浜市	総務企画部 財政課 契約検査室	室長	山内慎一	代理	
新居浜市	総務部 契約課	副課長	源代 俊夫	代理	
西条市	財務部工事検査課	係長	石水 純一	代理	
大洲市	総務部	部長	欠席		
伊予市	総務部	部長	欠席		
四国中央市	総務部管理課	課長補佐	今村 昭造	代理	
西予市	監理用地課	課長	坂本 康司	代理	
東温市	総務部	部長	欠席		
上島町	産業建設部	部長	島本 計治	本人	
久万高原町	総務課	課長	欠席		
松前町	財政課	技監	瀧本 精一	代理	
砥部町	企画財政課	課長	欠席		
内子町	建設デザイン課	課長	欠席		
伊方町	財政課	課長兼財政管理室長	欠席		
松野町	総務課	課長	欠席		
鬼北町	企画財政課	課長	欠席		
愛南町	企画財政課	課長補佐	立花 慶司	代理	
小計				13名	1名
高知県	土木部	土木技術監兼建設検査課長	川内 敏博	本人	1
	農業基盤課長	課長	欠席		
高知市	技術監理課	課長	前田文二	代理	
室戸市	財産管理課	課長	欠席		
安芸市	企画調整課	課長	欠席		
南国市	建設課	課長	欠席		
土佐市	総務課 管財班	班長	石元 一成	代理	1
須崎市	総務課	課長	欠席		
宿毛市	土木課	課長	欠席		
土佐清水市	まちづくり対策課	課長	欠席		
四万十市	建設課	課長	欠席		
香南市	財政課	課長	欠席		
香美市	管財課	課長	欠席		
東洋町	産業建設課	課長	欠席		
奈半利町	地域振興課	課長	欠席		
田野町	まちづくり推進課	課長	欠席		
安田町	経済建設課	課長	欠席		
北川村	産業建設課	課長	森田 徹雄	本人	
馬路村	産業建設課	課長	欠席		
芸西村	経済建設課	課長	欠席		
本山町	建設課	課長補佐	靈山 泰彦	代理	
大豊町	産業建設課	課長補佐	河野 大仁	代理	
土佐町	産業建設課	課長	欠席		
大川村	事業課	課長	欠席		
いの町	技術監理課	技監	北川 奉功	代理	
仁淀川町	総務課	課長	竹本 雅浩	本人	1
中土佐町	建設課	課長	欠席		
佐川町	産業建設課	課長	欠席		
越知町	産業建設課	補佐	國貞 誠志	代理	
橋原町	環境整備課	課長	欠席		
日高村	建設課	課長	大川内 慎治	本人	
津野町	産業建設課	課長	欠席		
四万十町	管財契約課	課長	欠席		
大月町	建設環境課	課長	欠席		
三原村	産業建設課	課長	欠席		
黒潮町	総務課	課長	欠席		
小計				10名	3名
合計				65名	8名
				73名	

○平成25度 四国地方公共工事品質確保推進協議会幹事会 座席表

日時：平成25年9月5日(木) 13:30～15:30
会場：13F 1306・1307会議室

記者席	本四連絡水資源機構 吉野川	河川計画官 河川調査官	都市建設産業調整官 都市調査官	工品調整官 工事技術官	工事検査官 技管補佐	高知県愛媛県 香川県愛媛県
記者席	西日本高速 道路局 経産局	中四国高松 管区警務局 財務局 環境事務所	中四国高松 森林管理局 農政局	中四国高松 運輸局 管区警務局	企画・総括技術 検査官	高知県愛媛県 香川県香川県 愛媛県愛媛県
記者席	徳島市 鳴門市	小松島市 吉野川市	高松市	丸亀市	坂出市 さぬき市	松山市 今治市
記者席	美馬市	東かがわ市 三好市	綾川町	西条市	新居浜市 西予市	高知市 ハ幡浜市
記者席	記者席	記者席	記者席	中央市	本山町 大豊町	土佐市 北川村
記者席	石井町 神山町	牟岐町 那賀町	牟岐町 那賀町	上島町 松前町	愛南町	仁淀川町 仁淀川町
入口	入口					越知町 日高村

「四国地方公共工事品質確保推進協議会」設置要領

改 正 案

(名称)

第1条 本会は、四国地方公共工事品質確保推進協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、公共工事の品質確保に向け、国、地方公共団体及び特殊法人等の各発注者の責務を果たすために、協力体制を強化、情報交換を行うなど相互の連携を図り、発注者としての具体的な施策の検討、発注関係事務を適切に実施するための発注者支援の体制づくりの検討を行うとともに地方公共団体等への支援等を行う。

もって四国地方における公共工事の品質確保の推進及び発注者支援に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に関する業務を行う。

- (1) 総合評価方式の導入・拡大等
- (2) 発注者支援の具体的な施策展開
- (3) 地方公共団体等への発注関係事務の支援等の運営管理
- (4) 協力体制の強化のために関係機関との連携
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(委員)

第4条 本協議会は、協議会の主旨に賛同する公共工事発注機関（別紙1に掲げる委員）をもって構成する。

(会長)

第5条 本協議会に、会長を置き、国土交通省四国地方整備局長がこれにあたる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(幹事)

第6条 協議会の円滑な運営を補助するために協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別紙2に掲げる幹事をもって構成する。
3 幹事会に、幹事長を置き、国土交通省四国地方整備局企画部長がこれにあたる。

(会議)

- 第7条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集する。
- 3 委員は、あらかじめ指名した者を代理として会議に出席させることができる。
- 4 会長は、必要がある時は、別紙1に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。
- 5 幹事長は、必要がある時は、別紙2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(事務局)

- 第8条 協議会及び幹事会の事務局は、四国地方整備局企画部技術管理課が関係機関の協力を得て努める。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則 この要領は、平成18年7月12日から施行する。

付 則 この要領は、平成18年11月13日から施行する。

付 則 この要領は、平成19年7月18日から施行する。

付 則 この要領は、平成20年10月24日から施行する。

付 則 この要領は、平成24年1月31日から施行する。

付 則 この要領は、平成25年1月28日から施行する。

付 則 この要領は、平成26年〇月〇日から施行する。

第4条関係（委員）

(1) 会長：国土交通省 四国地方整備局長

(2) 委員：国土交通省 四国地方整備局 次長
次長兼総務部長
企画部長
建政部長
営繕部長

農林水産省 中国四国農政局 整備部長

林野庁 四国森林管理局 ~~森林整備計画保全~~ 部長

環境省 中国四国地方環境事務所 統括自然保護企画官

高等裁判所 高松高等裁判所 事務局長

財務省 四国財務局 総務部長

財務省 高松国税局 総務部 次長

徳島県 ~~企業局長兼県土整備部長~~

農林水産部長

香川県 土木部長

農政水産部長

愛媛県 土木部長

農林水産部長

高知県 土木部長

農業振興部長

市町村 市町村長

西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部長

本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター所長

第6条関係（幹事）

(1) 幹事長： 国土交通省四国地方整備局 企画部長

(2) 幹事： 国土交通省 四国地方整備局 企画部 技術調整管理官
 企画部 技術開発調整官
 企画部 総括技術検査官
 総務部 契約管理官
 建設部 建設産業調整官
 都市調整官
 河川部 河川調査官
 道路部 地域道路調整官
 港湾空港部 事業計画官
 営繕部 営繕調査官
 農林水産省 中国四国農政局 整備部 設計課長
 林野庁 四国森林管理局 ~~森林整備計画保全部~~ 治山課長
 環境省 中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課長
 高等裁判所 高松高等裁判所 事務局会計課長
 財務省 四国財務局 総務部 会計課長
 財務省 高松国税局 総務部 営繕監理官
 徳島県 県土整備部副部長
 農林水産部 農村整備振興局 農村振興課長
 香川県 土木部次長
 農政水産部 農村整備課長
 愛媛県 土木部技術監
 農林水産部 農業振興局 農地整備課長
 高知県 土木部土木技術監兼建設検査課長
 農業振興部 農業基盤課長
 市町村 担当部課長等
 西日本高速道路(株) 四国支社 建設事業部 技術審査役
 本州四国連絡高速道路(株) 坂出管理センター副所長

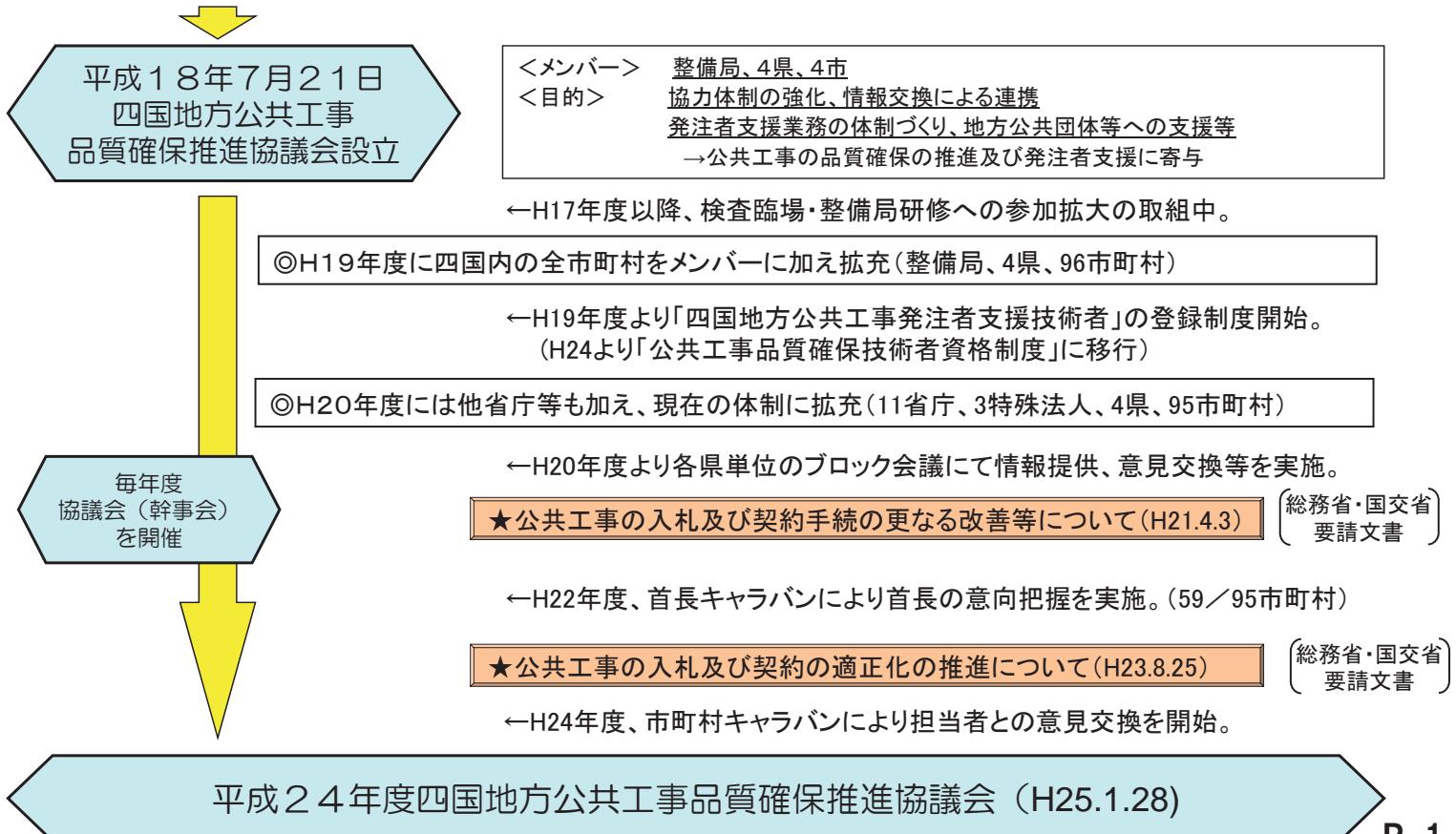
【オブザーバー】

国土交通省 四国運輸局
 第五管区海上保安本部
 警察庁 四国管区警察局
 経済産業省 四国経済産業局
 (独) 水資源機構 吉野川局

平成24年度までの活動状況について

四国地方公共工事品質確保推進協議会の取り組み

平成17年4月1日 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行



**地方公共団体に対する入札契約適正化法に基づく要請について
(H23.8.25 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について)(概要)**

I. 緊急に措置に努めるべき事項

○地域維持型契約方式

- ・地域維持事業の扱い手確保が困難になるおそれなど扱い手の実情を調査。
- ・地域維持事業の事業実施に要する経費を適切に費用計上。
- ・地域の実情に応じ、地域維持型の契約方式として、包括発注(一括契約や複数年契約)や、地域精通度の高い建設企業で構成される建設共同企業体等による受注の仕組みを活用。

○ダンピング対策の強化

- ・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の適切な見直し、価格による失格基準の積極的な導入・活用。

○予定価格等の事前公表の見直し

- ・低入札価格調査基準価格・最低制限価格は契約締結後に公表。
- ・予定価格についても事前公表の取りやめ等適切に対応。
- ・外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ等があった場合の記録・報告・公表の制度を導入。

○予定価格の適切な設定

- ・設計金額(積算金額)からの歩切りは行わない。

○一般競争入札等の活用に必要な条件整備

- ・地域要件の活用に当たり、各発注者が予め運用方針を策定。
- ・入札ボンドの積極的な活用と対象工事の拡大。

○総合評価落札方式における手続の合理化及び透明性の確保

- ・段階審査による落札者決定方式を活用し、受発注者双方の事務量を軽減。
- ・また、評価結果の公表及び評価内容の通知等の実施。

○公共工事標準請負契約約款に基づく変更契約の締結の促進等

○談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底

II. 継続的に措置に努めるべき事項

○一般競争入札、総合評価落札方式の適切な活用

○不良・不適格業者の排除

- ・公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用。
- ・不当介入があつた場合の通報・報告等の徹底。

○発注者としての体制の補完

- ・CM方式等外部機関の活用、市町村の入札契約制度改善への都道府県の支援。
- 等

III. 情報の公表を行わなければならない事項

○法に基づく公表義務の徹底

IV. その他公共工事の入札・契約に関する留意事項

○前払金・中間前払金の導入・拡大

○工事請負代金の支払手続の迅速化

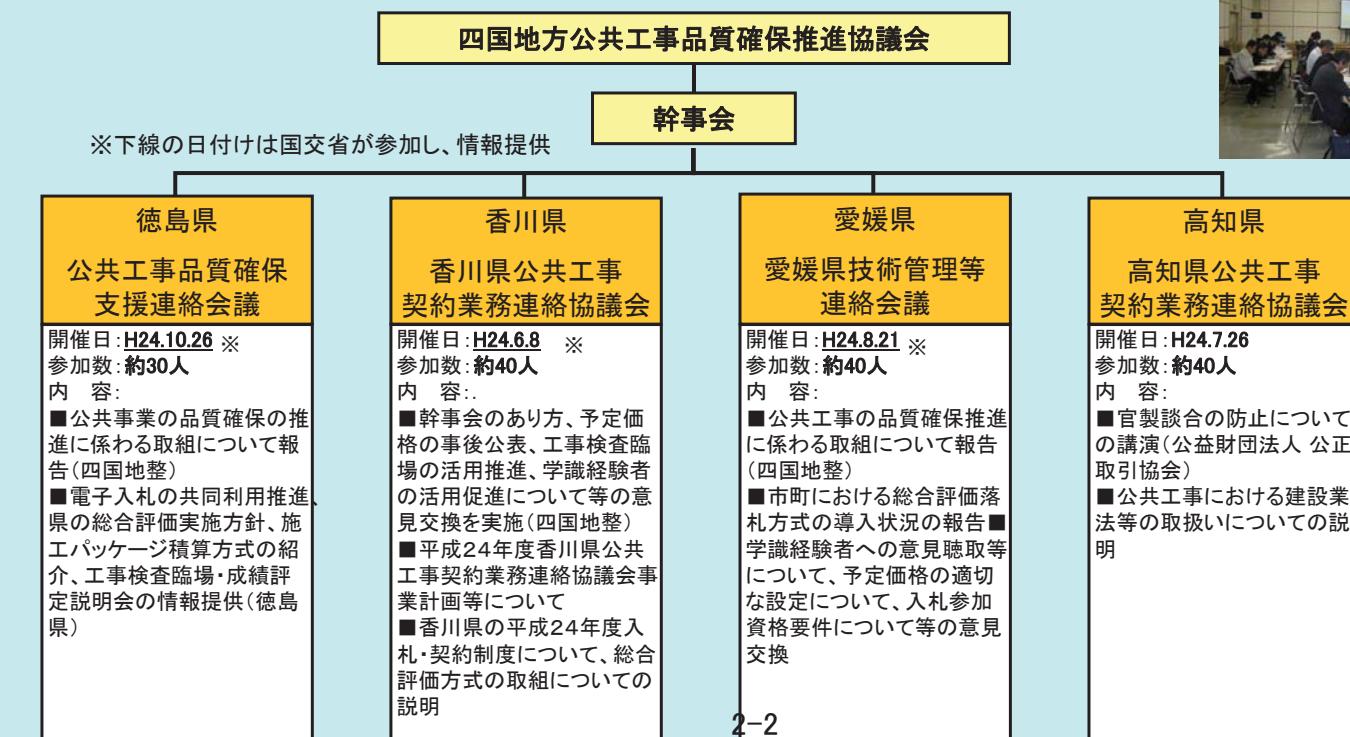
○地域建設業経営強化融資制度等の普及・拡大

P. 2

平成24年度四国品確協活動状況

①各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施(継続)

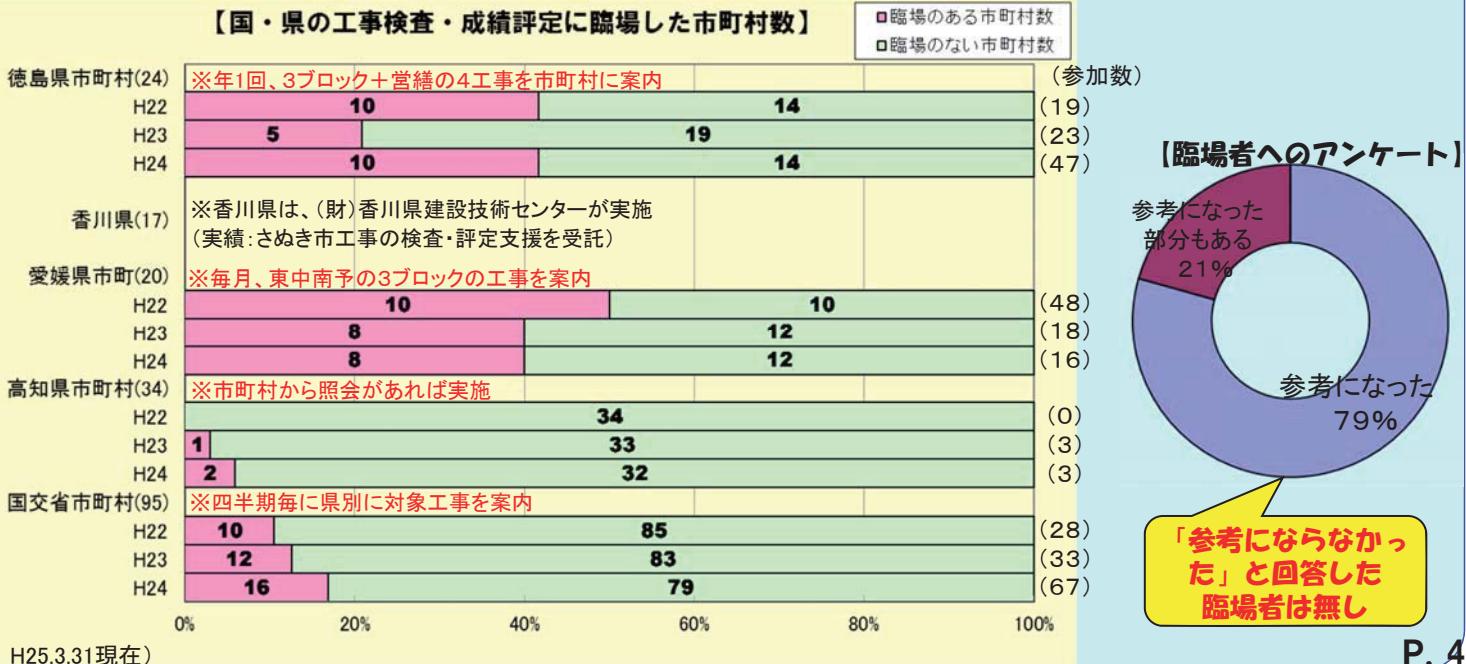
- ・各県の既存協議会等を活用して、自治体発注担当者等を対象に、四国地整より公共工事の品質確保推進に関する必要な情報提供・意見交換、県からは入札契約制度の県の取組等についての説明が実施された。
- ・愛媛県部会では、市町に事前アンケートを行い、意見交換会を実施



平成24年度四国品確協活動状況

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進(継続)

- ・自治体発注担当者等の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として、国・県の工事検査、成績評定の臨場(実地研修)を実施。
- ・四国全体における平成24年度の臨場者は、31市町村133名であり、平成23年度(24市町村77名)より約1.7倍の臨場者数となっている。
- ・また、市町村工事の検査に国・県等の検査職員等が立会し、検査完了後に助言を行う市町村工事の臨場も実施。 <H25.1.24に「いの町」(高知県)で1件実施。>



P. 4

平成24年度四国品確協活動状況

③国・県等の既存研修制度等の活用推進(継続)

- ・自治体発注担当者等の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の研修制度を積極的活用
- ・四国全体における平成24年度の既存研修制度の活用状況は、国・県とも例年並の活用状況

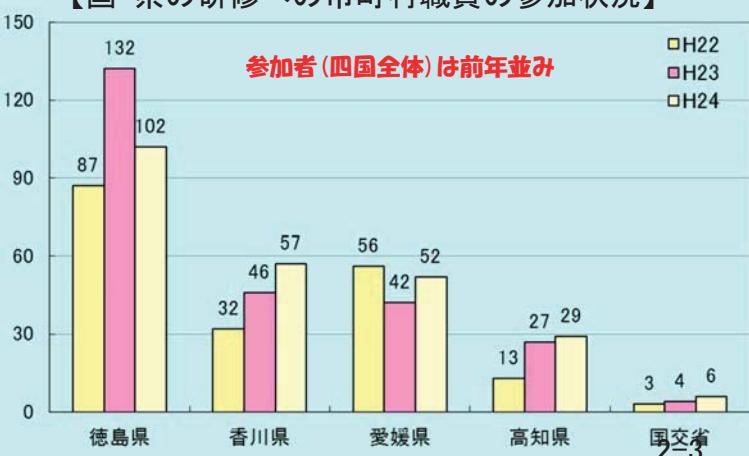
参加状況(H25.3.31現在)

- ◆徳島県:4研修(5,2)* 102名(132,87)*
- ◆香川県:3研修(3,2) 57名(46,32)
- ◆愛媛県:2研修(2,2) 52名(42,56)
- ◆高知県:1研修(1,1) 29名(27,13)
- ◆国交省:3研修(3,3) 6名(4,3)

四国全体:13研修(14,10) 246名(242,191)

(人)

【国・県の研修への市町村職員の参加状況】



【国・県の研修への参加希望】

【出前講座の活用希望】

*H25自治体担当者へのアンケート

P. 5

平成24年度四国品確協活動状況

④学識経験者として国・県等派遣職員の活用推進(継続)

- ・四国全体における平成24年度の国・県等派遣職員の活用市町村は、31市町村であり、例年並みの活用状況

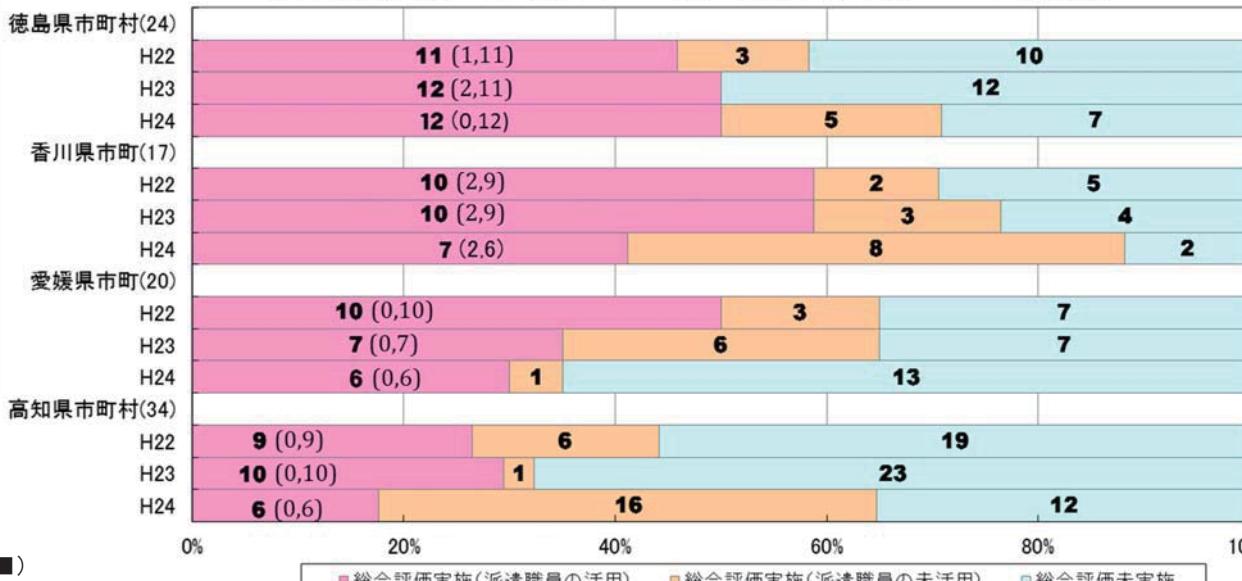
＜自治体を対象にしたアンケートで約4割(37%)が活用を希望(H25.8調査)＞

※学識経験者には、意見を聞く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。

(公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について H17. 8. 26閣議決定より)

【意見聴取を行う学識者としての国・県職員等を活用した市町村数】

※(H25.3.31現在)



※●(▲, ■)

●: 派遣職員を活用した市町村数

▲: 国の派遣職員を活用した市町村数

■: 県の派遣職員を活用した市町村数(愛媛県は県の委員会または愛媛県建設技術センターを活用)

■ 総合評価実施(派遣職員の活用) ■ 総合評価実施(派遣職員の未活用) ■ 総合評価未実施

P. 6

平成24年度四国品確協活動状況

⑤国と県による市町村キャラバンの実施及び、総合評価の先進自治体の実施事例紹介(新規)

目的: 市町村における「品質確保の取組」の実態を把握し、協議会活動に反映させる

【日 時】平成25年1月10日(木) 15:00～17:00 大洲河川国道事務所会議室

【参加者】市町: 宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町(4市5町13名)

県 : 土木管理課(3名)

国 : 四国地方整備局技術管理課、大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所(8名)

【テーマ】公共工事品質確保の取組における課題

<主な意見とまとめ>

- ・総合評価が少ない理由は、「議会承認」「学識者の意見」「補助金の交付時期」等により、「時間を要する」「工期の確保が出来ない」
- ・土木の発注金額の減少と共に、地域の建設業者数が大幅に減少しており、災害時の対応を危惧
- ・地域業者の保護の観点から、総合評価の実施を考えている
- ・工事成績評定の評価は、地域の優良業者が毎年評定対象工事を受注できるとは限らず、難しい
- ・実績確認型であれば、それほど技術力は必要なく実施可能
- ・総合評価をすることが目的ではない、地域の問題解消のために総合評価を利用することも必要

◆災害対応や地場産品を使っての経済効果などの観点で評価項目を工夫・設定し、
地域維持に繋がるように総合評価落札方式を利用する必要

<キャラバンに感じたメリット>

- ・20名程度を2班に分け意見交換したため、発言機会が多くなり、掘り下げた質問が出来た

- ・近隣自治体・国の事務所・県と、問題点・良いアイデア等の共有が直ぐに出来、担当者の繋がりが深くなる

公共工事品質確保の進捗状況について

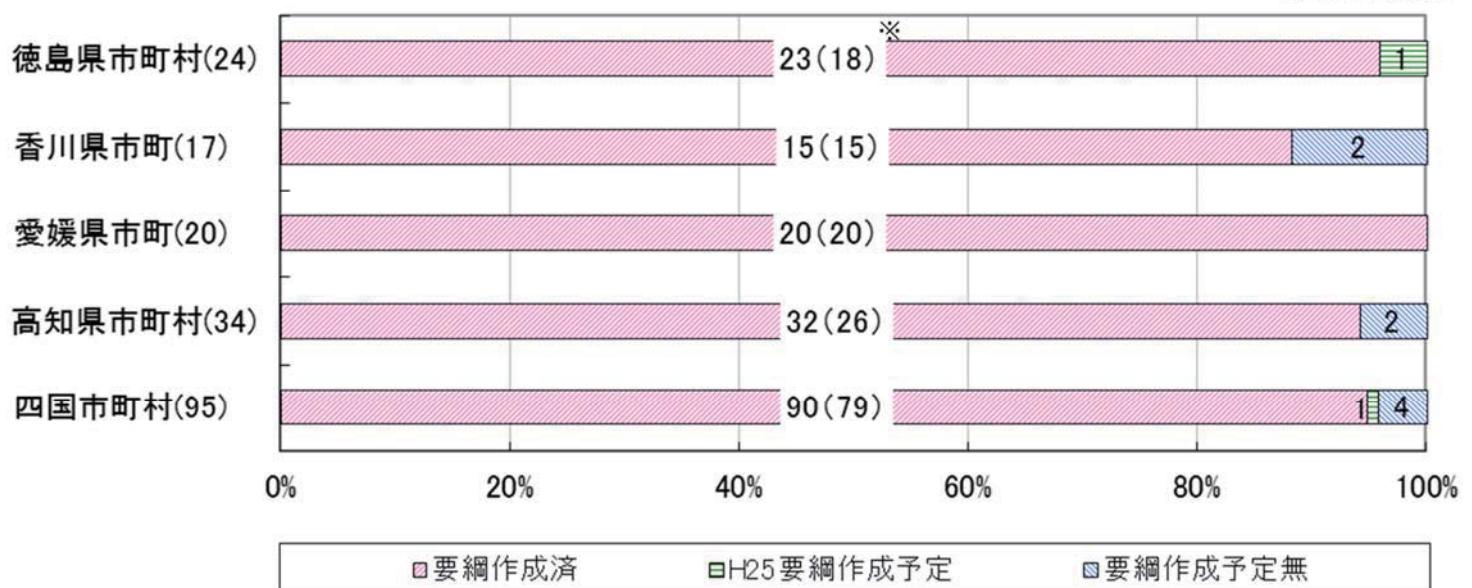
P. 8

①総合評価落札方式実施状況(市町村)

- ◆総合評価落札方式の実施要綱を策定し、総合評価落札方式での発注ができる市町村は、H24年度は四国全体で95%(90/95)、H25年度中には1町増え、**四国全体の96%(91/95)**まで拡大する見込み。
- ◆公共工事の品質確保を図るため、全ての市町村で、総合評価落札方式での発注が定着するよう推進されたい。

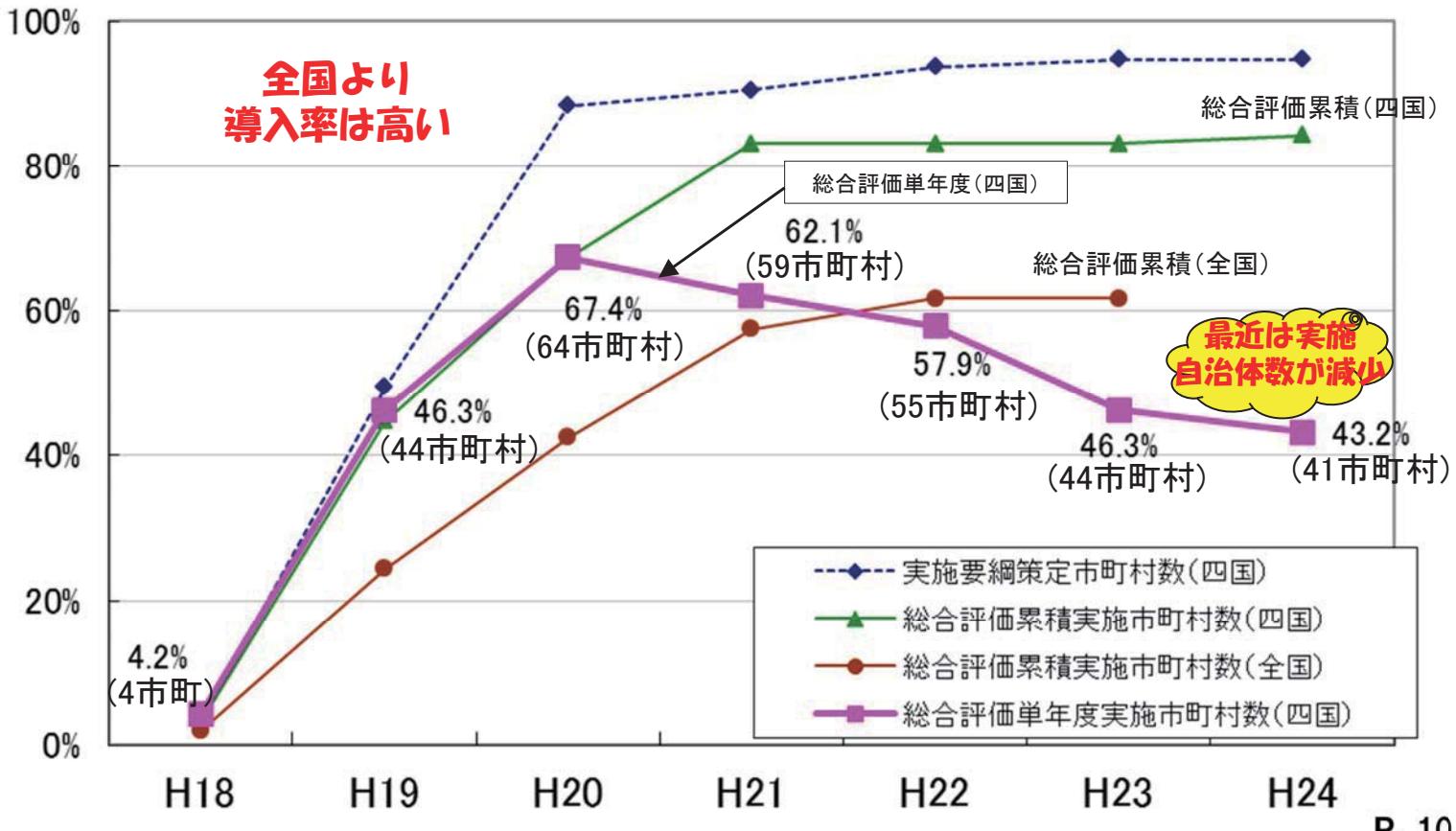
【四国の総合評価落札方式実施要綱策定市町村数】

【H25.8調査】



①総合評価落札方式実施状況(市町村)

【市町村の総合評価落札方式実施状況】

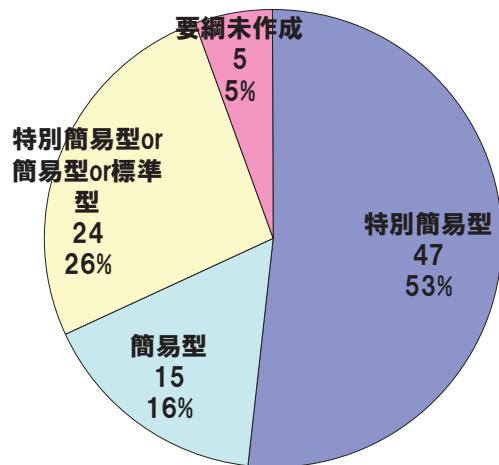


P. 10

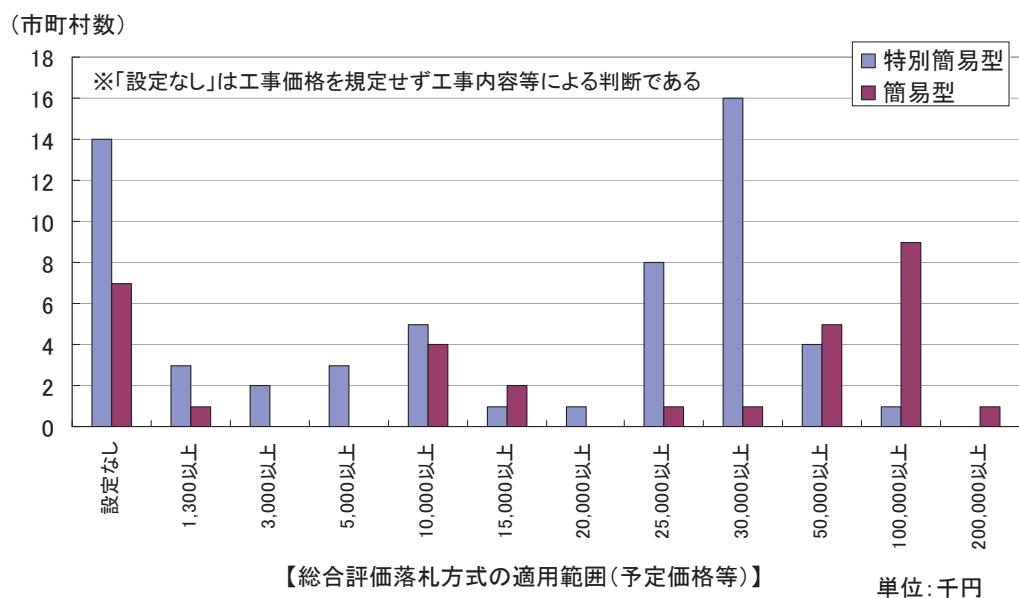
①総合評価落札方式実施状況(市町村)

- ◆四国の市町村における実施要綱では、約50%が特別簡易型のみとなっている
- ◆総合評価落札方式実施市町村の減少は、四国内各市町村の適用工事の減少が一因と考えられる

【実施要綱に規定された評価方式】



【四国内各市町村の総合評価落札方式の適用範囲】



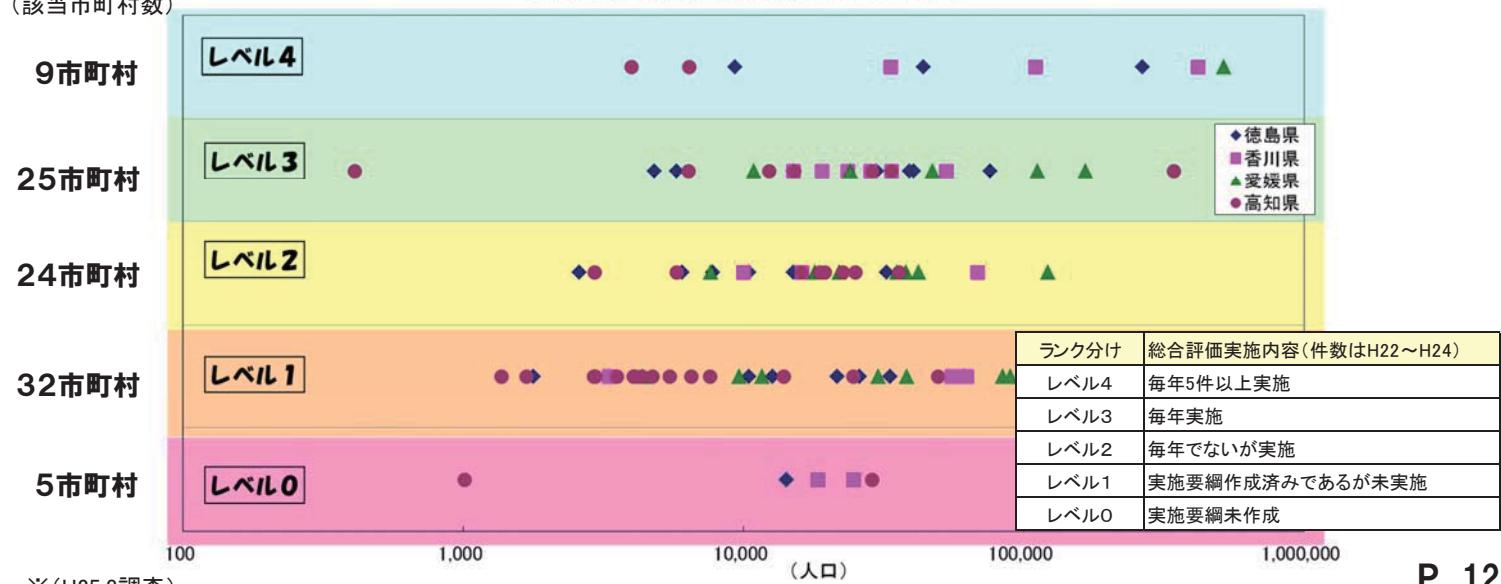
<参考>総合評価落札方式に積極的に取り組んでいる市町村

- ◆徳島県: 徳島市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、三好市、勝浦町、那賀町、牟岐町、松茂町
- ◆香川県: 高松市、丸亀市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、三木町、多度津町、まんのう町
- ◆愛媛県: 松山市、今治市、西条市、大洲市、伊方町、愛南町、(内子町※)※H24年度10件実施
- ◆高知県: 高知市、室戸市、土佐市、香南市、大川村、越知町、檮原町、津野町、黒潮町

(レベル3又は4の市町村、下線はレベル4の市町村)

(該当市町村数)

【総合評価落札方式の実施予定（四国）】※



※(H25.8調査)

②工事成績評定の実施状況(市町村)

◆工事成績評定は、四国全体における62市町村(65%)が実施、H23年度より5市町村の増

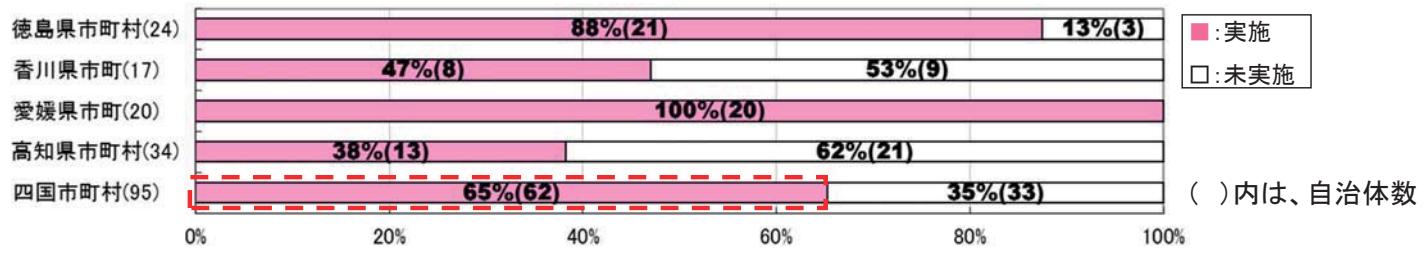
◆工事成績評定の必要性

- ①評点を活用した受注業者の適正な選定
- ②優良業者の育成
- ③発注機関担当技術者の技術力向上

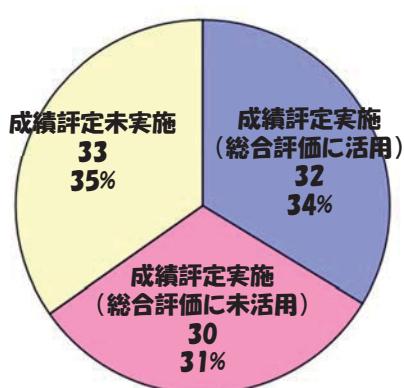
企業評価は、成績評定実施市町村の約半分が実施
(全体の約34%)

技術者評価は、成績評定実施市町村の約1割が実施
(全体の約6%)

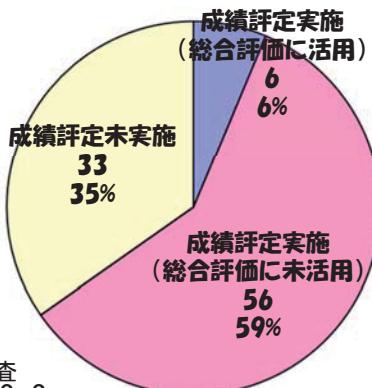
【工事成績評定の実施状況(H25.8調査)】



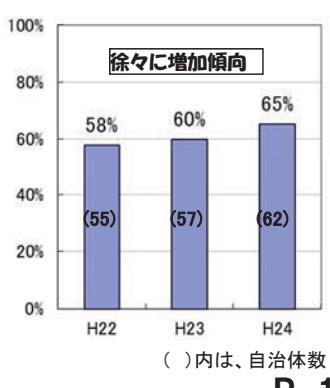
【企業評価】 【成績評定の総合評価への活用】



【技術者評価】



【自治体の評定実施状況推移】



③予定価格の事後公表状況(市町村)

◆予定価格の事前公表が行われている市町村は、四国全体の40%・38市町村であり、H23年度と変わっていない

◆予定価格等の事前公表の弊害

- ①建設業者の見積努力を損なわせる
- ②くじ引きによる落札件数が増加する

【自治体の予定価格の公表状況】

【H25.8調査】



※()内は、自治体数

P. 14

平成25年度実施計画(案)について

P. 0

◆平成25年度 実施計画(案)策定における新たな取り組み方針(案)

1.これまでの協議会における取り組みの現状

- ・総合評価方式の導入・拡大を中心に、工事検査への臨場など自治体支援について実施。

2.現在の公共事業を取り巻く状況変化

公共工事の品質確保の重要性は変わらないが、今後は以下の視点も踏まえて活動していくことが重要

1)老朽化対策の実施

老朽化するインフラ(道路、橋梁、堤防等)の調査点検と老朽化対策の実施が急務

2)事前防災・減災のための国土強靭化の推進

いかなる大規模災害等が発生しようと、人命は何としても守り抜くなど、を基本的な方針とする、「強くてしなやかな(強靭な)」国づくりを進めていくこととする。

3)多様な入札方式の検討

これまでの一括的方式から、インフラの維持管理や災害対応、技術者・技能者の確保・育成の必要性など地域の特性や取り巻く環境に応じて多様な方式を選択できるように検討が進んでいる。

3. これからの取り組み方針(案)

現状の総合評価方式の導入・拡大を中心とした取り組みを継続しつつ、現場を支える次のような施策についても検討の対象とする。

- ・入札・契約、監督、検査、評定の各段階における課題の把握と対策
- ・点検や維持管理も含めた入札制度の課題把握

①各県の既存協議会と連携し、各県単位できめ細かい自治体支援活動を実施

- ・公共工事品質確保推進に関する必要な情報提供、主要議題における討議、意見交換等を行うために、各県の既存協議会等と連携して、自治体発注担当者等を対象に国・県の担当者と交流を行う。

②自治体支援(工事検査・成績評定の臨場)の活用推進

- ・総合評価方式の導入・拡大に向け、自治体発注担当者等の工事検査・工事成績評定能力の向上を目的として実施。
- ・平成24年度から対象工事として追加した、営繕、港湾、機械設備工事などを継続する。
- ・直轄工事の臨場において、成績評定の作業を体験する「成績評定模擬演習」等、わかりやすくする工夫を行う。
- ・臨場方法の改善のため、アンケート等の内容も検討し意見収集に努める。

③国・県等の既存研修制度の活用推進

- ・自治体担当者等の必要な知識習得、技術力向上を図るため、国、県等の研修制度のPRに努め、参加者の増加を図る。
- ・現場力向上のため、1日現場研修、新技術・新工法の見学など幅広く案内。
- ・老朽化対策等幅広く対応するため、技術講習の実施、研修制度の拡充を実施。

④国・県の職員等を学識経験者として活用推進

- ・総合評価方式における学識経験者への意見聴取に、学識経験者として、国・県等の職員を派遣する支援を実施。
- ・国の「総合評価支援担当者」において、市町村の技術的な支援も併せて実施。(別添参考資料参照。)

⑤国と県による市町村キャラバンの実施等

- ・上記①～④までの実施計画と併せて、自治体担当者同士より一層連携を深めるために国と県による市町村キャラバンを実施。
- ・平成24年度の愛媛県南予地区での取り組みに引き続き、平成25年度においても数カ所程度実施する。(具体的な作業内容、スケジュール等詳細については、今後、国と県、代表市町村等において検討する。)

<考えられる検討結果事例>

- ・市町村キャラバン等において、公共事業に関する現状の課題について幅広く意見収集を行う。
- ・また、全市町村を対象に、公共事業に関する現状の課題を把握するためのアンケート調査を実施する。
- ・意見収集、アンケート等調査結果については、公共事業の実施に関する課題としてとりまとめる。

「公共工事の品質確保推進に関する取り組み状況」の報告及び意見交換

四国地方整備局及び各県からの報告

テーマ:「公共工事の品質確保推進に関する取り組み状況」

①四国地方整備局

表題:「四国地方整備局の品質確保に向けた取り組み」

②徳島県

表題:「徳島県の総合評価落札方式について」

③香川県

表題:「平成25年度総合評価方式について」

④愛媛県

表題:「公共工事の品質確保に関する取組み」

⑤高知県

表題:「平成25年度 入札・契約制度の改正について(高知県)」

四国地方整備局の 品質確保に向けた取り組み

四国地方整備局 企画部
技術管理課

入札手続き方式と落札者決定方式

入札手続き方式

○一般競争入札

- ・一般競争参加資格を認定された**全ての企業**が参加可能

○一般競争入札(条件付き)

- ・一般競争参加資格の認定以外に、「等級」、「施工実績」、「地域要件(営業拠点)」等の条件を満足する企業は誰でも参加可能

○指名競争入札(通常指名、工事希望型等)

- ・指名回数、施工実績、地域要件等を考慮し、**上位10社程度を指名した競争入札**

○随意契約

- ・他に競争する相手がないとか、競争することが馴染まない(特許等)場合

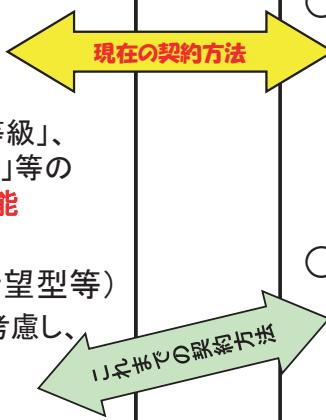
落札者の決定方式

○総合評価方式

- ・**価格と価格以外**を総合的に評価し落札者を決定
- ・価格以外を数値化

○価格競争方式

- ・**価格のみの競争**
- ・最も安価な企業が落札



四国地方整備局の入札・契約方式について

- 一般競争方式の拡大
- 総合評価方式の拡充
- 施工体制確認型の拡大

・WTO案件以外の工事は全て「一般競争入札（条件付き）」また、全ての工事で「総合評価方式」により発注（H18.4より）
 ・H19.4より全ての工事で「施工体制確認型総合評価方式」を試行

《契約方式の適用区分》

対象金額	入札・契約方式	
5.8億円以上	一般競争入札（WTO政府調達協定）（施工体制確認型総合評価方式）	
3億円～5.8億円	一般競争入札（条件付き） (施工体制確認型総合評価方式)	《従来》・H17.10まで：公募型指名競争入札 ・H17.10～：一般競争入札
2億円～3億円	一般競争入札（条件付き） (施工体制確認型総合評価方式)	《従来》・H17.10まで：公募型指名競争入札 ・H17.10～：一般競争入札
1億円～2億円	一般競争入札（条件付き） (施工体制確認型総合評価方式)	《従来》・H19.3まで：工事希望型競争入札 ・H19.4～：一般競争入札
1億円未満	一般競争入札（条件付き） (施工体制確認型総合評価方式)	《従来》・H19.3まで：通常指名競争入札 ・H19.4～：工事希望型競争入札

2

四国地整の入札・契約方式について

入札契約等実施方針〔四国地整〕

発注金額	入札方式	総合評価落札方式 (実施イメージ)			施工体制 確認型
5.8億円	一般競争入札 (政府調達協定対象)	高度技術 提案型	標準型	簡易型	予定価格が 1千万円超過 (H19.4～)
	一般競争入札				

※原則、全ての工事を対象に一般競争を適用。

災害復旧工事等で、緊急に発注しなければならない場合は除く。

3

四国地整における総合評価実施状況

実施率は100.0%以上
随意契約を除く全ての工事で総合評価を実施している。

対象	総発注件数 (A)	総合評価実施件数			総合評価実 施合計(B)	実施率 (B)/(A)
		簡易型	標準型	高度技術提 案型		
H19年度	759	730	28	1	759	100.0%
H20年度	726	688	38	0	726	100.0%
H21年度	703	631	72	0	703	100.0%
H22年度	622	446	176	0	622	100.0%
H23年度	598	373	225	0	598	100.0%
H24年度	576	454	122	0	576	100.0%

※総発注件数は、随意契約を除く

四国地整における総合評価実施状況

四国地整での総合評価方式発注工事における低入札状況



低入札件数(無効含む)が増加傾向

四国地整の入札・契約の運用

低入札価格調査基準価格の見直し

低入札価格調査基準価格：

調査基準価格とは、予算決算及び会計令第85条において、「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準」として、この価格を下回った場合には調査を行うこととされる価格。

低入札調査基準価格の見直し経過

H20.4～H21.3

【範囲】	
予定価格の2／3～8. 5／10	
【計算式】	
直接工事費 × 0. 95	合計額 × 1.05
共通仮設費 × 0. 90	
現場管理費 × 0. 60	
一般管理費等 × 0. 30	

H21.4～H23.3

【見直し後の範囲】	
予定価格の7.0／10～9.0／10	
【見直し後の計算式】	
直接工事費 × 0. 95	合計額 × 1.05
共通仮設費 × 0. 90	
現場管理費 × 0. 70	
一般管理費等 × 0. 30	

H23.4～

【見直し後の範囲】	
予定価格の7.0／10～9.0／10	
【見直し後の計算式】	
直接工事費 × 0. 95	合計額 × 1.05
共通仮設費 × 0. 90	
現場管理費 × 0. 80	
一般管理費等 × 0. 30	

低入札価格調査基準価格は、工事の品質確保を図る観点から最新のデータに基づき順次見直しが行われ、地方公共団体等も低入札調査基準価格や最低制限価格の見直しを実施。

6

低入札価格調査基準価格の見直し

低入札調査基準価格とは

- 予算決算及び会計令第85条に規定。
- 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準となる価格。
- この価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。履行可能性が認められない場合には、失格。

低入札調査基準価格の見直しについて

○H25年5月16日以降に入札公告を行う工事を対象に、低入札調査基準価格の一般管理費等の算入率を0.3から0.55へ引き上げる。

H23.4～

【範囲】	
予定価格の 7.0/10～9.0/10	
【計算式】	
・直接工事費 × 0.95	
・共通仮設費 × 0.90	
・現場管理費 × 0.80	
・一般管理費等 × 0.30	
上記の合計額 × 1.05	

今回(H25.5.16～)

【範囲】	
予定価格の 7.0/10～9.0/10	
【計算式】	
・直接工事費 × 0.95	
・共通仮設費 × 0.90	
・現場管理費 × 0.80	
・一般管理費等 × 0.55	
上記の合計額 × 1.05	

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定。

6)工事における総合評価方式の改善

総合評価落札方式の課題

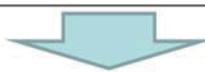
H24.2.28「総合評価方式の活用・改善等による品質確保に関する懇談会」資料抜粋

- ①技術提案作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続きの負担増大
- ②品質確保の理念からのかい離
- ③民間の技術力活用の理念からのかい離

総合評価落札方式の目的

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について
平成17年8月26日 開議決定 抜粋

○公共工事の品質確保を図るために、発注者が主体的に責任を果たすことにより、技術的能力を有する競争参加者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要である。こうした契約がなされるためには、発注者が、事業の目的や工事の内容に応じ、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、品質の向上に係る技術提案を求めるよう努め、落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とすることが原則である。



総合評価落札方式の改善の方針

建設業許可、競争参加資格審査、競争参加資格要件設定との適切な役割分担のもと

- ①施工能力の評価と技術提案の評価に二極化
- ②施工能力の評価は大幅に簡素化
- ③技術提案の評価は品質の向上が図られることを重視
- ④評価項目は原則、品質確保・品質向上の観点に特化

施工能力の評価と技術提案の評価の二極化(四国)

現状	简易型	標準型	高度技術提案型
	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを確認する場合	発注者が示す標準的な仕様(標準案)に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案をまとめてある場合	高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合
提案内容	確実な施工に資する簡単な施工計画	社会的要請の高い特定の技術的課題に関する施工上の工夫等に係る提案	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合
評価方法	点数化して評価	点数化して評価	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
ヒアリング	必要に応じ実施	必要に応じ実施	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
予定価格	設計図書に定める標準案に基づき予定価格を作成	II型	I型
	II型	I型	III型 II型 I型
	施工能力を評価する	施工能力に加え、技術提案を求めて評価する	
見直し後	施工能力評価型	技術提案評価型	
提案内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案、高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合
評価方法	施工計画	点数化	有力な構造・工法が複数あり、技術提案で最適案を選定する場合
ヒアリング	実績で評価 可・不可の二段階で判断	必要に応じて実施	通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合
段階選抜	実施しない 段階選抜の適用に譲り、実施	必要に応じて実施	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
予定価格	標準案に基づき作成	標準案に基づき作成	技術提案に基づき作成
	II型	I型	S型 AIII型 AII型 AI型

※ II型はH24.4より試行中。

高知県の談合事案に関する再発防止対策

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書(H25.3.14)」

① コンプライアンス推進の強化

- 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置 ●コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置
- 違法性の認識に関する研修徹底 ●意識改革に向けた取組(職場環境の改善)
- 不当な働きかけに対する報告の徹底 ●地方整備局幹部への任用前における的確性の厳正な評価

② 入札契約手続の見直しと情報管理の徹底

- 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
- 総合評価落札方式における評価の厳正な運用 ●情報管理の徹底

③ ペナルティの強化

- 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- 誓約書の提出者に対する措置の強化

④ 再発防止対策の実施状況及び実効性の定期的検証

- コンプライアンス推進本部によるモニタリング等 ●事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開
- 抜き打ち本省特別監察の実施 ●談合疑義に対する厳正な対応

⑤ 再就職の自粛要請

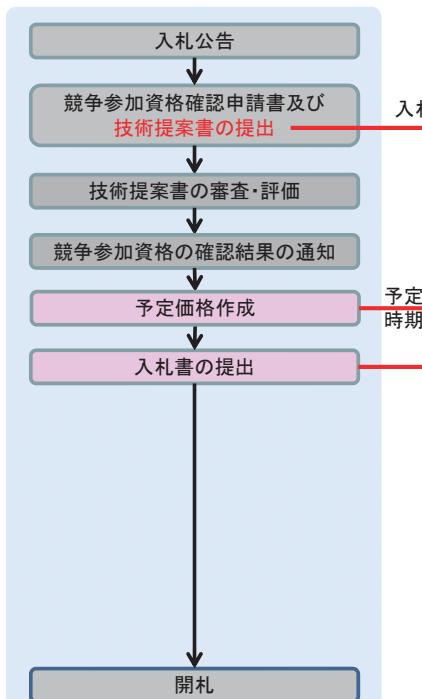
⑥ 再発防止対策の周知

10

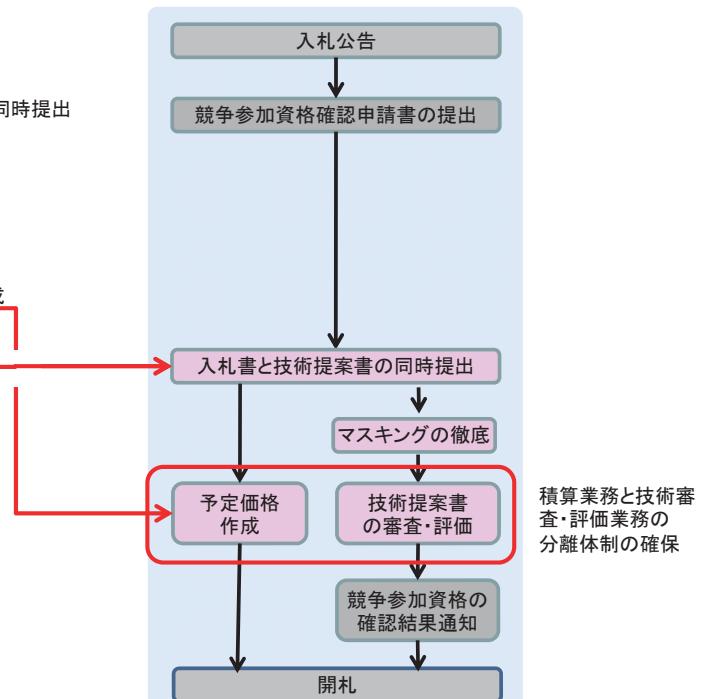
入札契約手続の見直し

- (1)技術提案書における業者名のマスキングの徹底
- (2)予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、総合評価落札方式における積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保など、不正が発生しにくい制度への見直しを検討

(現状の手続きの例)



(当面の対策)



審査・評価と積算業務の分離について(事務所での技術審査組織の再編)

平成25年度より、河川国道事務所における「技術審査業務」を地域ブロック毎に集約化し、それに伴い河川国道事務所の技術審査担当組織を再編する

■技術審査業務のブロック集約の目的

総合評価落札方式の改善（二極化等）の動きに合わせて、技術審査業務を集約することによる業務の効率化の推進を図る

技術審査業務を代表事務所へ集約化（品質確保センターの設置）

- 管内をいくつかのブロックに分割
- ブロック毎に代表事務所を設定
- 現在、各事務所の技術審査担当課で行っている技術審査業務を代表事務所へ集約

※この集約化により、積算業務と技術審査業務の分離体制が強化される

■組織再編後の工事発注の技術審査における役割分担

□代表事務所（品質確保センター）の職員

- ブロック内の構成事務所の工事の入札契約手続きのうち、技術審査に係る事務を集約して実施（具体的には、技術提案資料のとりまとめや評価素案の作成等の技術審査業務、構成事務所の入契委員会への参加、説明など（各事務所の技術審査担当課が行っていた役割を担当））
- 自事務所の工事入札契約手続き（技術審査部分を含む）の実施

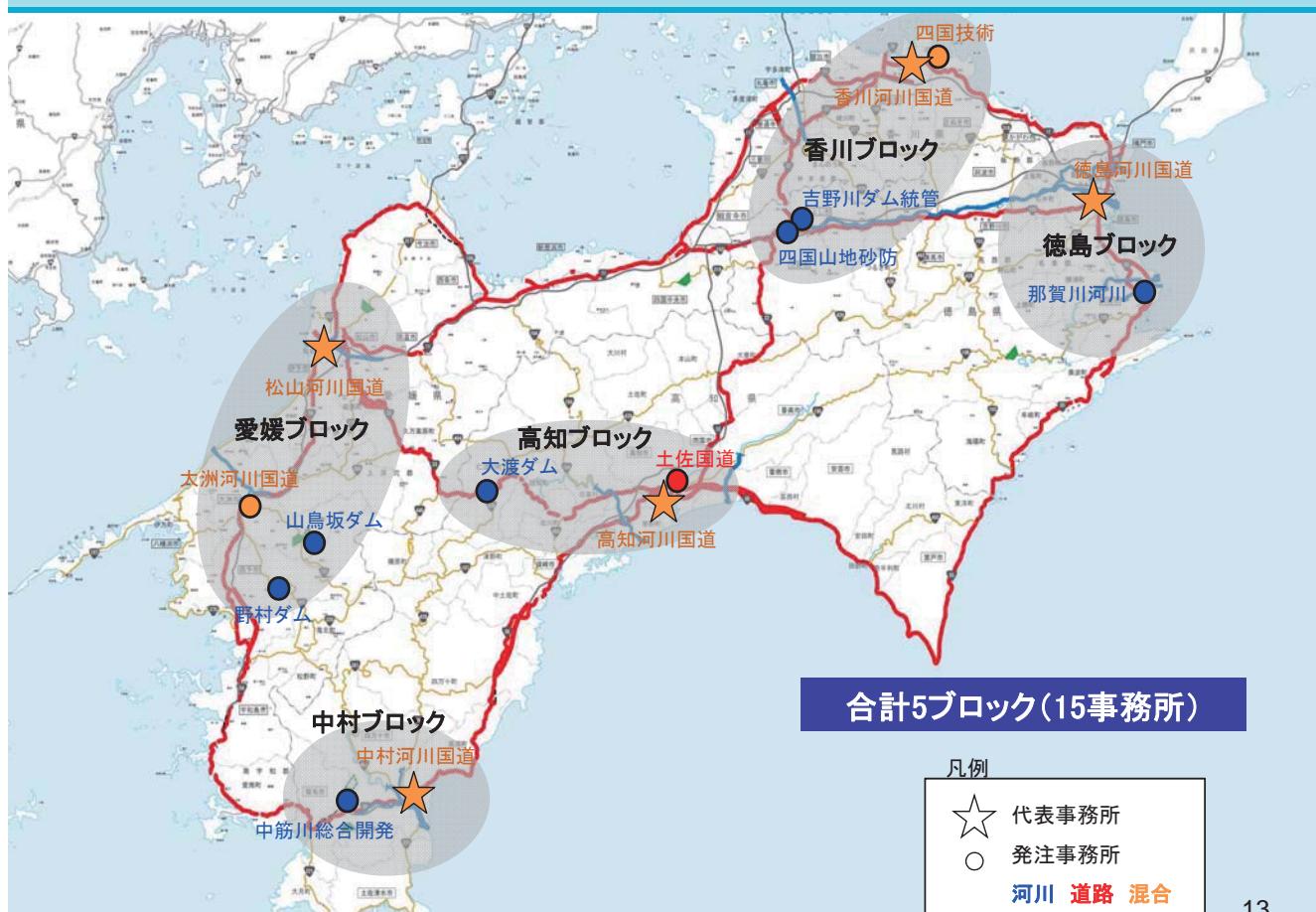
□代表事務所（発注担当課）及び構成事務所（発注担当事務所）の職員

- 上記の技術審査に係る事務以外の工事の入札契約手続きの実施（設計積算、仕様の決定、入札公告・説明書交付、入札の執行 等）

※ 構成事務所の技術審査担当職員が実施していた、工事の技術審査以外の業務については、原則として構成事務所内の他の課において実施する。

12

四国地方整備局のブロック構成



平成25年度公共工事設計労務単価の概要

I. 単価設定のポイント

- (1) 技能労働者の減少等に伴う労働市場の実勢価格を適切に反映
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映
- (3) 被災地等の入札不調の増加状況に応じて機動的に単価を引き上げるよう措置（被災三県について
単価を5%引上げ）

全国（全職種単純平均値）前年度比； +15.1%

被災三県（全職種単純平均値）前年度比；+21.0%

II. あわせて、技能労働者への適切な賃金水準の確保について各団体に要請

建設業団体あて

(1) 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- ・適切な価格での下請契約の締結
- ・労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請
- ・雇用する技能労働者の賃金水準の引上げ

(2) 社会保険等への加入徹底

- ・元請は、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ額による下請契約の締結する
- ・下請は、技能労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、労働者を社会保険に加入させる

(3) 若年入職者の積極的な確保

賃金引上げと社会保険への加入により、若年入職者を積極的に確保

(4) ダンピング受注の排除

公共発注者あて

(1) 平成25年度公共工事設計労務単価の早期適用

(2) ダンピング受注の排除

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用

(3) 法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導

民間発注者あて

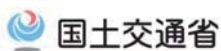
(1) 労務費の上昇傾向を踏まえた工事発注

これ以上の技能労働者の減少を招かないよう、必要経費を含んだ適正な価格による工事発注

(2) 社会保険料相当額の支払

² ₁₄ 労働者負担分及び事業主負担分の法定福利費を

社会保険等未加入対策の全体像



現 状

- 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在
【企業別】3保険ともに加入している割合 84%
【労働者別】雇用保険 75%、健康保険 61%、厚生年金 60%
- <H24. 10公共工事労務費調査>

課 題

- 技能労働者の待遇の低さが若年入職者減少の一因となり、産業の存続に不可欠な技能の承継が困難に。
- 適正に法定福利費を負担する企業ほど受注競争上不利という不公平な競争環境。

推進協議会の設置（第2回 H24.10実施）

保険加入促進計画の策定

ダンピング対策

行政による チェック・指導

<H24. 7～>

○経営事項審査における減点幅の拡大

<H24. 11～>

○許可時・経審時に加入状況を確認・指導
○立入検査時には、加入状況に加え、元請企業の下請企業への指導状況を確認・指導
○指導に従わず未加入の企業は、保険担当部局への通報や監督処分の対象に

総合的対策の推進

下請企業への指導（社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン）

<H24. 11～>

- 協力会社に対する周知啓発や加入状況の定期把握、加入の勧奨・指導。
- 下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。遅くとも平成29年度以降は、適用除外ではない未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき。
- 2次以下の下請企業についても、確認・指導。
- 新規入場者の受け入れに際し、作業員名簿の社会保険欄を確認し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。遅くとも平成29年度以降は、特段の理由が無い限り、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めないとすべき。
- 建設工事の施工現場等における周知啓発 等

法定福利費の確保

元請

- 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求める。
- 専門工事業者から法定福利費が内訳明示された見積書が提示された場合、これを尊重する。

発注者

- 必要以上の低価格による発注を避け、必要な経費を見込んだ発注を行う。
- 法定福利費が着実に確保されるよう、見積・契約等の際に配慮する。

法令遵守ガイドライン

発注者・受注者、元請負人・下請負人は、見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮・確保すべき

目指す姿

実施後5年を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す。

- 技能労働者の待遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保を実現
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築

徳島県の総合評価落札方式について

○ 高度技術提案型

- ・技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される方式

○ 標準型

- ・技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式

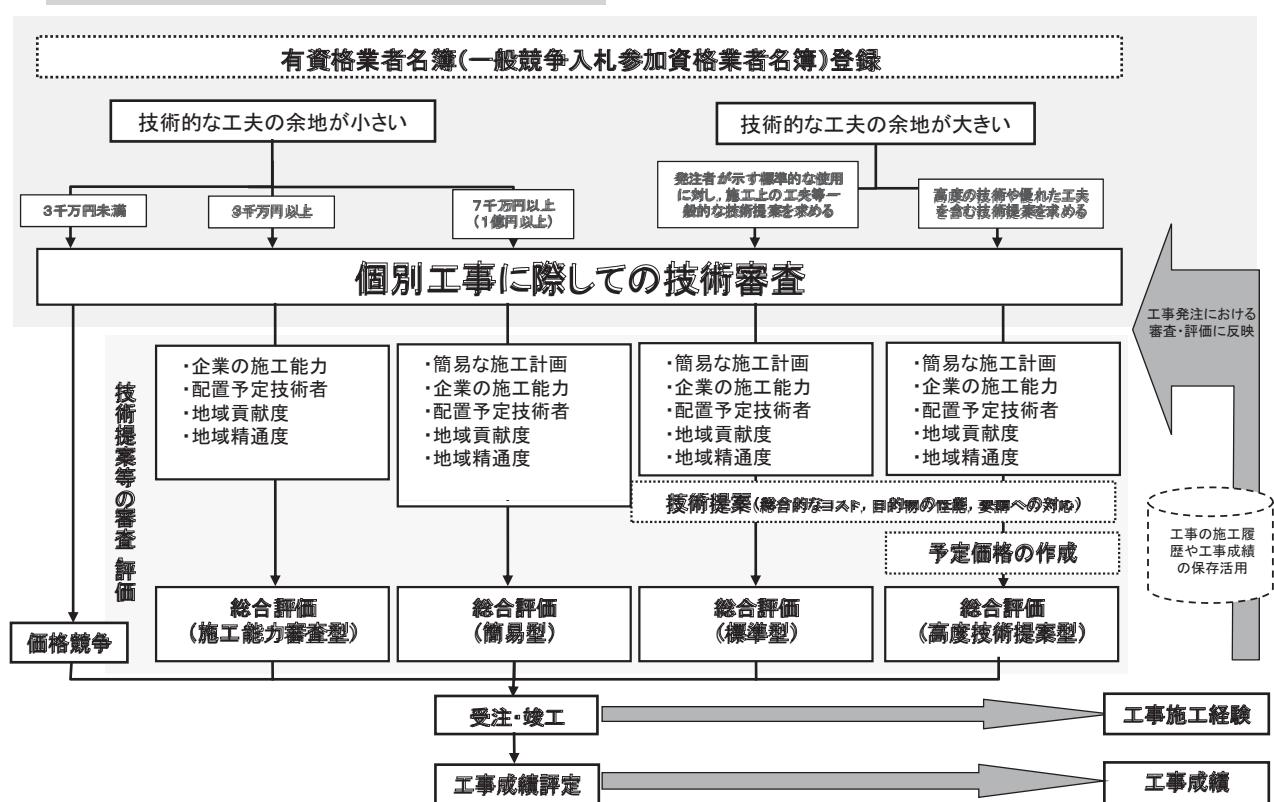
○ 簡易型

- ・技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画のほか、同種工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

○ 施工能力審査型

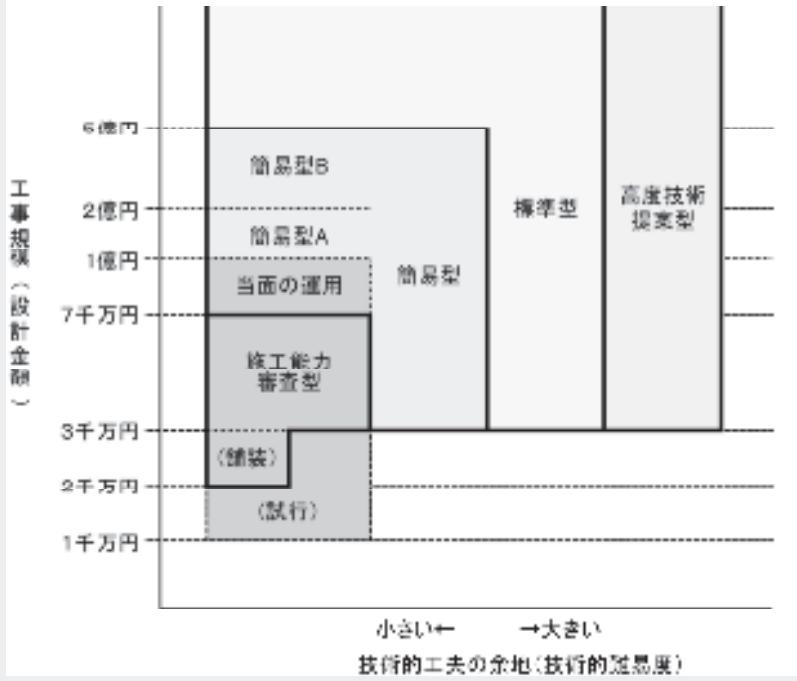
- ・技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式

総合評価落札方式の適用区分



徳島県の総合評価落札方式のタイプ(型式)

総合評価落札方式の型式別適用イメージ図 <当面の運用>



総合評価落札方式の評価基準【施工能力審査型】(1/3)

○: 必須項目 △: 選択項目

評価項目		評価事項	配点	評価基準	適用
① 企業の施工能力	工事成績	工事成績評定点(3件以内)の評価 ※徳島県及び国の行政機関が定める工事成績評定要領等に基づき通知されたもの ※原則、建設工事の種類が同じもの ※過去5か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの	15点	$\text{工事成績評価} = \Sigma [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 15 / 67.5$ 評価は整数(小数第1位を四捨五入)<15点を上限とする> Yn: 工事成績評定点(3件まで申告) βn: 請負金額(竣工時)の補正係数 • 25百万円以上の場合: β=1.5 • 10以上25百万円未満の場合: β=1.2 • 10百万円未満の場合: β=1.0 (ただし建築一式工事は25百万円を50百万円とする)	○
	ISO等	ISO, エコアクション21の取得状況等	5点	• ISOの取得状況等 1 ISO9001, ISO14001, エコアクション21のいずれかを取得等 5点 2 上記以外 0点	○
	表彰	前年度の優良工事表彰等の受賞状況 ※配点合計には含めない ※配点合計を超える加算はない ※受賞した工事の種類と同一発注工事に限る ※受賞した部に関する発注工事に限る(新分野進出企業表彰は県土整備部発注工事に限る)	5点	• 徳島県優良工事表彰等の受賞状況 1 知事賞の受賞 5点 2 部長賞又は新分野進出優良企業表彰の受賞 2点 3 上記以外 0点	△
② 配置予定技術者の施工能力	配置予定技術者の資格	土木施工管理技士等の資格保有状況 ※対象工事の種類によって、評価の対象保有資格を設定(ex: 建築工事の場合、建築施工管理技士等により評価)又技能士等を積極的に活用	5点	• 資格保有状況を4段階評価(標準) 1 技術士(建設部門等)又は1級土木施工管理技士 5点 2 1級建設機械施工技士又は2級土木施工管理技士 3点 3 2級建設機械施工技士 2点 4 上記以外 0点	○
	CPD	継続学習に係る取得単位数により評価 ※当分の間、土木一式工事、建築一式工事のみ適用 ※有効期間: 過去2か年度及び当該年度の入札公告日まで	5点	• 取得単位数を3段階評価 1 有効取得単位数が30ユニット以上 5点 2 有効取得単位数が15ユニット以上 3点 3 上記以外 0点	△
	工事成績	現場代理人、主任(監理)技術者としての工事成績評定点(3件以内)の評価 ※徳島県及び国の行政機関が定める工事成績評定要領等に基づき通知されたもの ※原則、建設工事の種類が同じもの ※過去8か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの	20点	$\text{工事成績評価} = \Sigma [(Y_n - 65) \times \beta_n] \times 20 / 67.5$ 評価は整数(小数第1位を四捨五入)<20点を上限とする> Yn: 工事成績評定点(3件まで申告) βn: 請負金額(竣工時)の補正係数 • 25百万円以上の場合: β=1.5 • 10以上25百万円未満の場合: β=1.2 • 10百万円未満の場合: β=1.0 (ただし建築一式工事は25百万円を50百万円とする)	○

総合評価落札方式の評価基準【施工能力審査型】(2/3)

評価項目		評価事項	配点	評価基準	適用				
③ 地域貢献度	地域防災力	ボランティア活動の実績等	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動等の実績 <table border="1"> <tr><td>1 ボランティア活動等の実績</td><td>5点</td></tr> <tr><td>2 上記以外</td><td>0点</td></tr> </table>	1 ボランティア活動等の実績	5点	2 上記以外	0点	△
1 ボランティア活動等の実績	5点								
2 上記以外	0点								
災害時支援協定等 国・地方公共団体等と公共土木施設を対象とした「防災協定」の締結、又は災害時等の緊急要請活動の実績	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時支援協定の締結等 <table border="1"> <tr><td>1 協定の締結又は活動の実績</td><td>5点</td></tr> <tr><td>2 上記以外</td><td>0点</td></tr> </table>	1 協定の締結又は活動の実績	5点	2 上記以外	0点	△		
1 協定の締結又は活動の実績	5点								
2 上記以外	0点								
広域的な災害時相互支援協定 県と災害時支援協定を締結するとともに、他の都道府県の団体と相互支援協定を締結 ※土木一式工事、建築一式工事に適用	3点	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な災害時相互支援協定締結 <table border="1"> <tr><td>1 広域的な災害時相互支援協定を締結</td><td>3点</td></tr> <tr><td>2 上記以外</td><td>0点</td></tr> </table>	1 広域的な災害時相互支援協定を締結	3点	2 上記以外	0点	△		
1 広域的な災害時相互支援協定を締結	3点								
2 上記以外	0点								
家畜伝染病支援協定等 ※土木一式工事、建築一式工事に適用	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・家畜伝染病支援協定の締結等 <table border="1"> <tr><td>1 協定を締結し研修・訓練に参加、又は活動の実績</td><td>5点</td></tr> <tr><td>2 支援活動に関する研修・訓練に参加</td><td>2点</td></tr> <tr><td>3 上記以外</td><td>0点</td></tr> </table>	1 協定を締結し研修・訓練に参加、又は活動の実績	5点	2 支援活動に関する研修・訓練に参加	2点	3 上記以外	0点	△
1 協定を締結し研修・訓練に参加、又は活動の実績	5点								
2 支援活動に関する研修・訓練に参加	2点								
3 上記以外	0点								
建設機械の保有状況 ※原則、土木一式工事、建築一式工事に適用 ※バックホウは0.1m ³ 、トラクタショベルは0.4m ³ 以上に限る ※当分の間、排出ガス対策型建設機械の保有は、評価の対象としない	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の保有状況を3段階評価 <table border="1"> <tr><td>1 バックホウとトラクタショベルをあわせて3台以上保有</td><td>5点</td></tr> <tr><td>2 バックホウとトラクタショベルをあわせて2台保有</td><td>3点</td></tr> <tr><td>3 上記以外</td><td>0点</td></tr> </table>	1 バックホウとトラクタショベルをあわせて3台以上保有	5点	2 バックホウとトラクタショベルをあわせて2台保有	3点	3 上記以外	0点	△
1 バックホウとトラクタショベルをあわせて3台以上保有	5点								
2 バックホウとトラクタショベルをあわせて2台保有	3点								
3 上記以外	0点								
県内企業活用	県内企業の活用計画 ※県内企業で施工できない工種を除外することができる ※原則、舗装工事等を除く	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業の活用計画を評価 <table border="1"> <tr><td>1 全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出(ただし、〇〇工を除く)</td><td>5点</td></tr> <tr><td>2 上記以外</td><td>0点</td></tr> </table>	1 全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出(ただし、〇〇工を除く)	5点	2 上記以外	0点	○	
1 全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出(ただし、〇〇工を除く)	5点								
2 上記以外	0点								
県内産資材の活用計画 ※指定する資材	2点	<ul style="list-style-type: none"> ・県内産資材の活用計画を評価 <table border="1"> <tr><td>1 指定資材の全てを県内産資材を活用する計画を提出</td><td>2点</td></tr> <tr><td>2 上記以外</td><td>0点</td></tr> </table>	1 指定資材の全てを県内産資材を活用する計画を提出	2点	2 上記以外	0点	△		
1 指定資材の全てを県内産資材を活用する計画を提出	2点								
2 上記以外	0点								

総合評価落札方式の評価基準【施工能力審査型】(2/3)

評価項目		評価事項	配点	評価基準	適用																
④ 地域精通度		主たる営業所の所在 ※入札に参加する者に必要な資格に応じて適用	10点 又は 15点	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる営業所の所在(1) <table border="1"> <tr><td>1 同じ地域内に主たる営業所がある</td><td>10点</td></tr> <tr><td>2 上記以外</td><td>0点</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる営業所の所在(2) <table border="1"> <tr><td>1 主たる営業所が〇〇庁舎管内にある</td><td>15点</td></tr> <tr><td>2 主たる営業所が〇〇局管内にある</td><td>5点</td></tr> <tr><td>3 上記以外</td><td>0点</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・主たる営業所の所在(3) <table border="1"> <tr><td>1 徳島県内に主たる営業所がある</td><td>15点</td></tr> <tr><td>2 徳島県内に営業所がある</td><td>5点</td></tr> <tr><td>3 上記以外</td><td>0点</td></tr> </table>	1 同じ地域内に主たる営業所がある	10点	2 上記以外	0点	1 主たる営業所が〇〇庁舎管内にある	15点	2 主たる営業所が〇〇局管内にある	5点	3 上記以外	0点	1 徳島県内に主たる営業所がある	15点	2 徳島県内に営業所がある	5点	3 上記以外	0点	△
1 同じ地域内に主たる営業所がある	10点																				
2 上記以外	0点																				
1 主たる営業所が〇〇庁舎管内にある	15点																				
2 主たる営業所が〇〇局管内にある	5点																				
3 上記以外	0点																				
1 徳島県内に主たる営業所がある	15点																				
2 徳島県内に営業所がある	5点																				
3 上記以外	0点																				
⑤ 減点措置		開札日における低入札による減点措置 ※減点は累積する	累積点	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札による得点の減点 <table border="1"> <tr><td>1 設計金額7千万円未満工事での低入札</td><td>-10点</td></tr> <tr><td>2 設計金額7千万円以上工事での低入札</td><td>-20点</td></tr> </table>	1 設計金額7千万円未満工事での低入札	-10点	2 設計金額7千万円以上工事での低入札	-20点	○												
1 設計金額7千万円未満工事での低入札	-10点																				
2 設計金額7千万円以上工事での低入札	-20点																				

徳島県の総合評価落札方式の拡大と充実の一例

○総合評価落札方式の対象工事を拡大

H17年度	一部工事で試行
H18年度	設計金額1億円以上の工事
H19年度	設計金額3千万円以上の工事(1千万円以上で試行)
H20年度	上記に加え、設計金額2千万円以上の舗装工事

○総合評価落札方式の加算点の満点を引き上げ

H18年度	一律10点
H19年度	20~30点(試行工事10点)
H22年度	15~30点(試行工事10点) 施工能力審査型は15点

徳島県の総合評価落札方式について

- 1 地元企業の育成と適正な競争環境の整備**
- 2 ダンピング対策の推進**
- 3 円滑な事業執行への対応**
- 4 県内企業の活用推進**
- 5 企業負担の軽減等**

1. 地元企業の育成と適正な競争環境の整備

(1) 総合評価落札方式の充実

①評価項目の見直し

【全ての方式に適用】

(ア) 災害時支援協定等関係の評価項目に追加

- ・「県と災害時支援協定を締結し、かつ、
広域的な災害時相互支援協定を締結」[3点]
- ・「県の主催する家畜伝染病発生時の支援活動に関する
訓練・研修に参加」[2点]

(イ) 建設機械保有状況の評価基準に次の条件を付加

- ・「排出ガス対策型バックホ又はトラクタショベルを3台保有」の条件
を新たに付加 [満点7点] (※当分の間、簡易型・標準型で適用)

【簡易型・標準型】

- ・「建設業BCP認定企業」を評価項目に追加(※H26年実施)

1. 地元企業の育成と適正な競争環境の整備

(1) 総合評価落札方式の充実

②評価方式等の見直し

工事成績の評価方式等を見直し

(ア) 配点の見直し

- ・企業及び配置予定技術者の工事成績の配点を[5点加算]

〔※施工能力審査型の例〕

企業の工事成績[満点10点] → [満点15点]

配置予定技術者の工事成績[満点15点] → [満点20点]

(イ) 評価方式の見直し

- ・企業及び配置予定技術者の評価を計算式による
「直線的評価」へ見直し

(ウ) 請負金額による補正係数の見直し

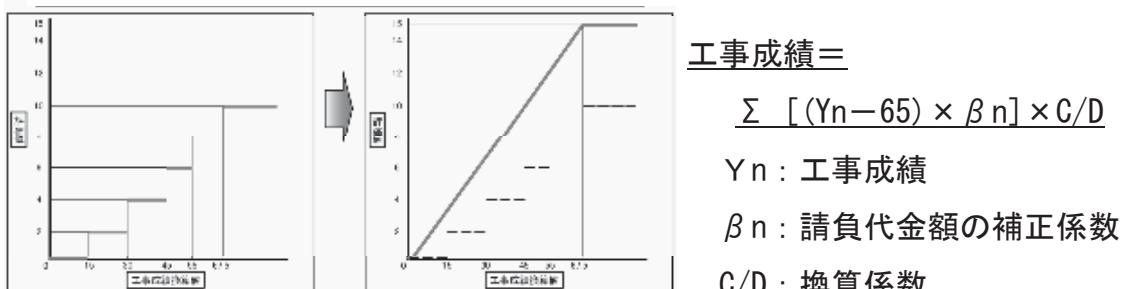
- ・請負金額による補正係数 β を2段階から「3段階」に細別

1. 地元企業の育成と適正な競争環境の整備

(1) 総合評価落札方式の充実

③評価方式等の見直し例（企業の工事成績）

施工能力審査型における工事成績評価の見直しイメージ



- ①評価の最大点数を10から15点に見直し
- ②段階的な評価（6段階）から計算式による直線的な評価に見直し
- ③請負代金額による補正係数βを2段階から、3段階に見直し
 - 請負代金額が2,500万円以上の場合 $\beta = 1.5$
 - 請負代金額が1,000万円以上2,500万円未満の場合 $\beta = 1.2$ （【現行】 $\beta = 1.0$ ）
 - 請負代金額が1,000万円未満の場合 $\beta = 1.0$

2. ダンピング対策の推進

①低入札に対するペナルティ強化

低入札価格調査基準価格を下回って落札した者に対する減点措置の適用拡大

- ・減点措置【-10点】の適用を「設計金額1千万円以上の総合評価試行工事」まで拡大

②調査基準価格の事後公表の拡大

低入札価格調査基準価格の事後公表の適用拡大

- ・調査基準価格の事後公表の適用を「設計金額1千万円以上の総合評価試行工事」まで拡大

③低入札業者に対する調査強化

- ・低入札価格調査基準価格を下回って落札した者に対して営業所調査の際実施している「下請契約適正化調査」を重点実施（※当分の間、県土整備部発注工事で実施）

④最低制限価格等の引上げ

- ・最低制限価格、低入札価格調査基準価格及び失格基準価格の算定式における「一般管理費等」の算入率を「0.3」から「0.55」へ引上げ

3. 円滑な事業執行への対応

①入札手続の簡素化

- ・施工能力審査型の適用工事について、当分の間、「設計金額1億円未満」まで拡大

②入札手続の迅速化

- ・設計金額1億円未満の工事について、当分の間、「入札公告から開札までの期間短縮」を実施

③専任の主任技術者の配置要件の緩和

- ・同一場所において施工する密接な関連のある2つの工事に限り兼務可
→「相互距離が5km以内の県発注の2つの工事」まで兼務可
(※兼務する工事の合計額が5千万円未満である場合に限る)

3. 円滑な事業執行への対応

④現場代理人の常駐義務の緩和

- ・同一の旧市町村内の1千万未満の2つの県土整備部発注工事に限り兼務可
→「同一の旧市町村内の2千5百万円未満の県発注の2つの工事」まで兼務可

⑤入札参加資格要件の緩和

- ・「特定建設業許可」や「監理技術者」など、入札参加者自らが建設業法に基づき入札参加の可否を判断

⑥年間発注見通しの公表充実

- ・建設企業が受注計画等が立てやすくなるよう年間工事発注見通しの公表を年2回(4月, 10月)から「四半期毎の公表」

4. 県内企業の活用推進

①県内企業への優先発注

- ・県内企業発注率（件数・金額）90%以上を目指す

②県内産資材調達の推進

- ・工事用資材について、県内産資材の原則使用を推進
→ ◇県内産資材の原則使用
◇指定資材について、県内産資材を活用する企業を総合評価で評価

5. 企業負担の軽減等

(1) 入札等支援

①質問回答書の電子閲覧の実施

- ・一般競争入札における「質問回答書の電子閲覧」を実施

②ランダム係数の算定根拠の事後公表の実施

- ・ランダム係数の算定根拠となる各社のくじ番号、入札書受信時間の事後公表を実施

③見積参考資料等の充実

- ・入札参加者の迅速で適正な工事費の見積を支援するため、引き続き見積参考資料等の充実を図る

④入札支援講習会の実施

- ・入札参加に必要な見積や総合評価落札方式に関する基礎知識を習得するための講習会を引き続き実施

5. 企業負担の軽減等

(2) 電子化支援

⑤電子納品等の個別相談会等の実施

- ・建設企業を対象とした個別相談会等を引き続き実施
(※常時受け付け(予約制))

⑥市町村との共同利用の拡大

- ・市町村との連携により電子入札システムの共同利用の拡大を図る

(3) 建設業支援

⑦新分野進出優良企業の表彰

- ・新分野進出優良企業の表彰を引き続き実施

⑧建設業ＢＣＰ等の認定

- ・建設業ＢＣＰの策定を引き続き支援するとともに、認定企業に対するフォローアップを実施

平成25年度 総合評価方式について【香川県】

1. 総合評価方式の適用

総合評価方式は、緊急性の高いもの、あるいは小規模な工事等、その内容に照らして総合評価方式を適用する必要がないと認められる工事を除き、原則として全ての工事において適用することとしています。

総合評価方式を適用しない工事

緊急性の高い工事……………応急災害復旧工事など
小規模な工事……………草刈工事、路面清掃工事など

※ 平成25年度は、一般競争入札による工事は全て総合評価方式を適用することとしています。(3千万円以上の全ての工事及び3千万円未満の工事の一部において適用します。)

2. 総合評価方式の適用区分

総合評価方式の適用にあたっては、当該工事の難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模に応じて、次のいずれかの方式を適用します。

① 高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案（ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性、環境の維持、景観等）を求めるもの。

② 技術提案型

施工方法等について技術的な工夫の余地がある工事において、施工上の工夫等の技術提案（環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、工期の短縮等）を求めるもの。

③ 施工計画型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画の提案（コンクリート構造物等の品質確保、安全対策、周辺環境への配慮等）を求めるもの。

④ 実績評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、施工計画等の提案は求めず、企業の施工実績や配置予定技術者等により評価を行うもの。

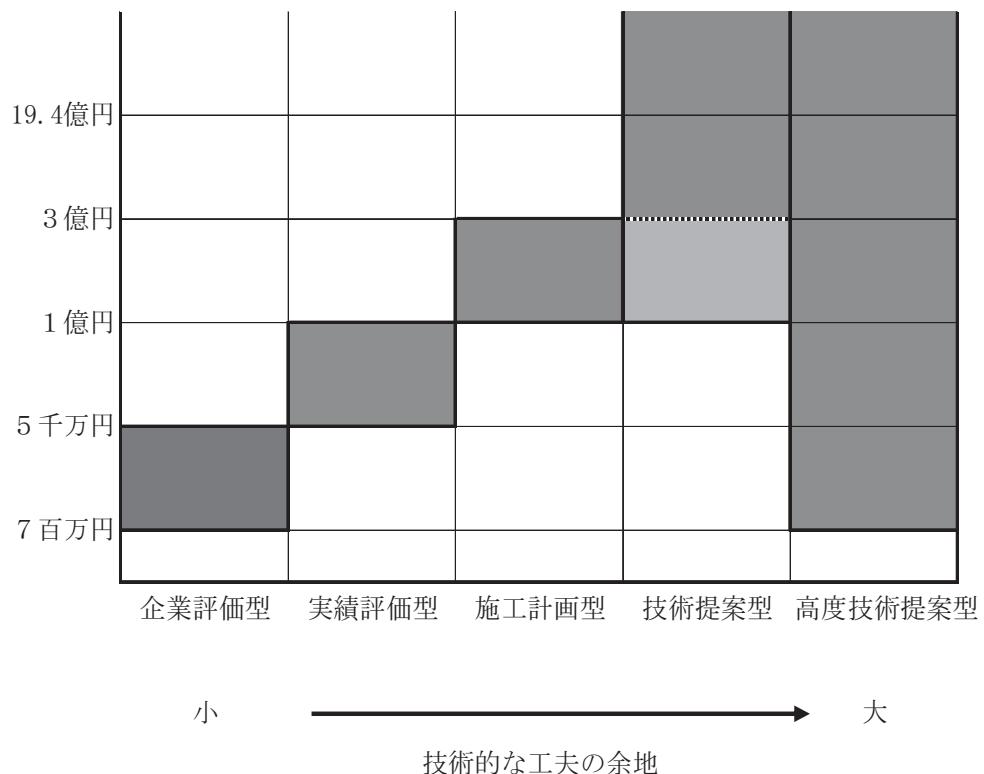
⑤ 企業評価型

技術的な工夫の余地が小さい工事において、企業の工事成績評定点や地域精通度等により評価を行うもの。

工事規模による適用範囲は、入札方法（一般、指名）にかかわらず、下記のとおりとします。

工事規模と適用範囲

■ : 適用範囲
□ : 適用可能範囲



3. 総合評価方式の評価項目及び配点

※ [] は配点又は評価内容を見直した項目
※ [] は新たに追加した項目

[土木工事（土木部）]

評価の視点	評価項目	企業評価型	実績評価型	施工計画型	技術提案型
技術提案	1 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能に関する事項	—	—	—	145⇒170
	2 工事目的物の品質確保に向けた施工方法等に関する事項				
	3 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項				
施工計画	4 本体構造物等の品質管理方法の適切性	—	—	20	—
	5 安全対策に向け配慮すべき事項への適切性	—	—	20	—
	6 環境・安全対策等、社会的要請に関する事項 周辺環境に向け配慮すべき事項	—	—	20	—
	地球温暖化防止対策	—	—	5	—
企業の施工能力	7 過去5年度間及び今年度に完成した同業種工事の施工実績	—	10	10	10
	8 過去4年間における香川県発注の同業種工事の工事成績評定点の平均点	35	35	35	35
	9 受注能力	10⇒15	10⇒15	10⇒15	10⇒15
	10 直近の香川県発注工事の工事成績評定点	0(-10)	0(-10)	0(-10)	0(-10)
	11 香川県優良建設工事表彰	10	10	10	10
	12 機械・運搬具保有残高（減価償却後の金額）	10	10	10	10
配置予定技術者	13 配置予定技術者の資格	—	5	5	5
	14 主任（監理）技術者としての同業種工事の施工経験	—	10	10	10
	15 過去5年間の継続教育（CPD）の取組状況	—	10	10	10
社会性・地理的条件	16 地域精通度（営業拠点）	40	40	40	40
	17 地域精通度（近隣での施工実績）	—	5	5	5
	18 ISOマネジメントシステムの取組	5	5	5	5
	19 労働災害防止及び交通事故防止等への取組	5⇒15	5⇒15	5⇒15	—
	20 災害時の活動体制	10	10	10	—
	21 夜間等に緊急対応を行う維持修繕工事の受注実績	5⇒10	5⇒10	5⇒10	—
	22 従業員数	5	5	5	5
	23 建設機械の台数	5	5	5	5
	24 下請けの県内業者の活用	—	—	5	5
	25 低入札に対する評価	0(-60~)	0(-60~)	0(-60~)	0(-60~)
合計点		130⇒160	170⇒200	230⇒270	295⇒340
加算点		10	15	20	30

公共工事の品質確保に関する取組み

- 総合評価落札方式について
- 低入札対策について

愛媛県

一般競争入札・総合評価方式の導入

一般競争入札 の導入・拡大	平成 6年5月 <u>一般競争入札の導入</u> (設計金額10億円以上の全工事)
	平成15年7月 <u>入札後審査型一般競争入札の試行</u>
	平成16年7月 <u>入札後審査型一般競争入札の試行対象の拡大</u> (設計金額1億円以上の土木・建築工事、同2億円以上の特殊工事)
	平成19年4月 <u>入札後審査型一般競争入札の本格実施に伴う対象拡大</u> 格付A・B等級対象(土木工事で設計金額3千万円以上)の全工事で実施
	平成20年4月 <u>入札後審査型一般競争入札の対象拡大</u> 格付A～C等級対象(土木工事で設計金額8百万円以上)の全工事で実施
総合評価方式 の導入・拡大	平成18年9月 <u>簡易型総合評価落札方式を土木部で試行導入</u>
	平成20年4月 <u>簡易型総合評価落札方式を土木部で本格実施</u> 【施工計画型】(設計金額1億円以上)、【実績確認型】(設計金額5千万円以上)
	平成21年4月 <u>簡易型総合評価落札方式を全部局で本格実施</u> 【施工計画型】(設計金額1億円以上)、【実績確認型】(設計金額3千万円以上)
	平成23年6月 <u>簡易型総合評価落札方式を土木部で拡充</u> 【簡易実績型】(設計金額8百万円以上)試行導入
	平成23年8月 <u>標準型総合評価落札方式を導入</u> WTO対象案件(設計金額19億4千万円以上)
	平成24年4月 <u>簡易型総合評価落札方式を全部局で本格実施</u> 【簡易実績型】(設計金額8百万円以上)本格実施



一般競争入札の拡大とともに総合評価方式も順次拡大

平成25年度の入札方式等

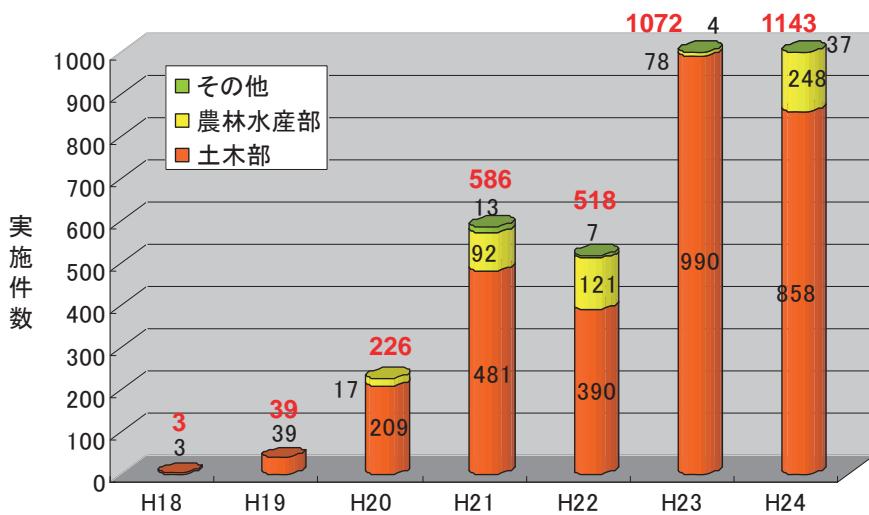
発注	格付	入札方式	低入札対策	総合評価落札方式
予定価格19億4千万円 設計金額5億円	本庁発注 A等級	通常型 一般競争入札 (WTO対象工事)		標準型
設計金額1億円			低入札価格 調査制度	施工計画型
設計金額5千万円	3地方局発注 B等級	入札後審査型 一般競争入札 〔3千万円未満の 災害復旧工事に ついては指名競 争入札を採用〕	指名競争入札を採 用する場合は、最 低制限価格制度を 採用	実績確認型
設計金額3千万円 設計金額8百万円	C等級 D等級	指名競争入札	最低制限 価格制度	簡易実績型

総合評価落札方式のタイプ

比較表（土木一式工事の場合）

区分	標準型	施工計画型	実績確認型	簡易実績型
対象工事	WTO対象(予定価格 19億4千万円以上)	設計金額1億円以上	設計金額3000万円 以上1億円未満	800万円(建築1500万 円)以上3000万円未満
評価項目	・技術提案 (90点)	・施工計画 (90点) ・企業の施工能力 (55点) ・配置予定技術者 (20点) ・地理的要件 (15点) ・地域貢献度 (25点)	・企業の施工能力 (55点) ・配置予定技術者 (20点) ・地理的要件 (15点) ・地域貢献度 (25点)	・配置予定技術者 (20点) ・地理的要件 (15点) ・地域貢献度 (15点)
合計点	90点満点	205点満点	115点満点	50点満点
地理的要件・地域 貢献度の割合	—	19.5%	34.8%	60.0%
加算点	20点満点	20点満点 (うち施工計画10点満点)	10点満点	10点満点
低入札対応等	低入札価格調査	施工体制確認方式 低入札価格調査	施工体制確認方式 低入札価格調査	施工体制確認方式 低入札価格調査
委員意見聴取	技術提案を主に実施	施工計画を主に実施	一括での意見聴取(評価手法、予定案件一覧等)	

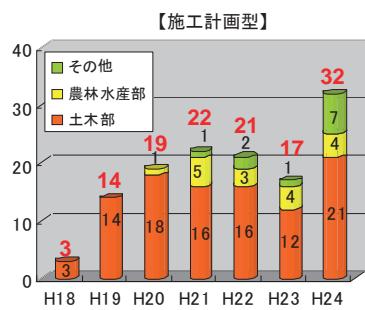
総合評価落札方式の実施状況



【参考】
H24全部局発注件数
(2,886件)

【タイプ別内訳】

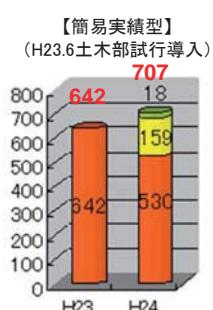
【標準型】
1件
(H23.8導入)



【施工計画型】



【実績確認型】

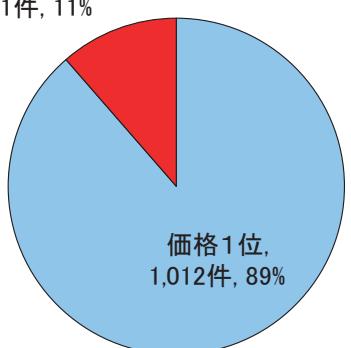


【簡易実績型】
(H23.6土木部試行導入)

総合評価落札方式の落札状況①

【価格1位以外の落札状況】

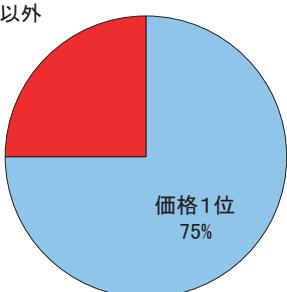
価格1位以外,
131件, 11%



平成24年度の総合評価落札方式入札における価格1位以外の落札状況は、1,143件のうち131件（11%）で最低価格入札者以外の者が落札するという逆転が起こっている。

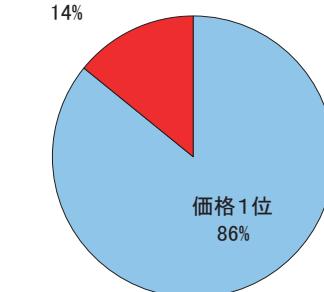
【標準型0件】

価格1位以外
25%



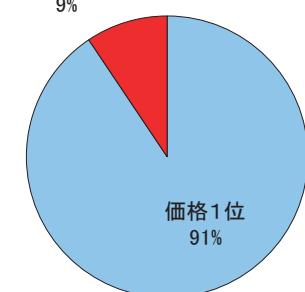
【施工計画型32件】

価格1位以外
14%



【実績確認型404件】

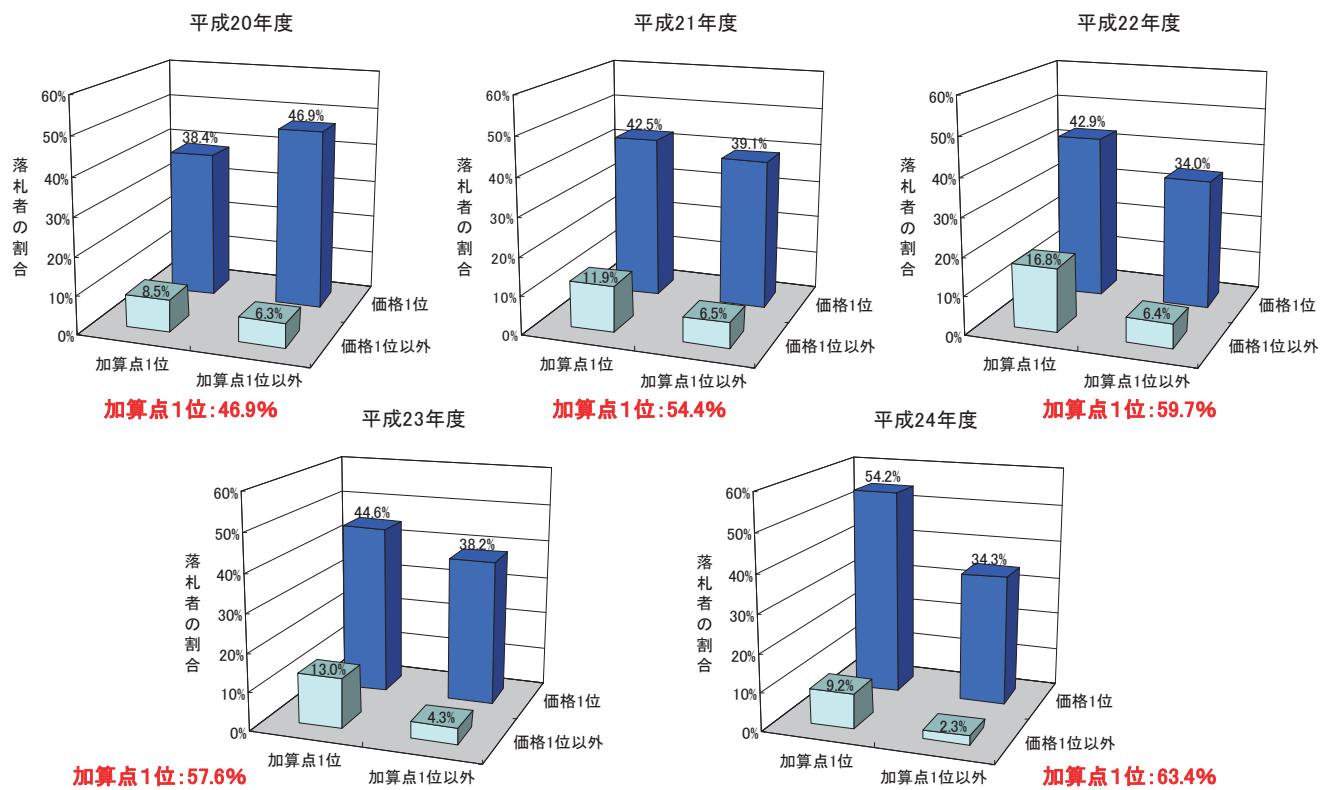
価格1位以外
9%



【簡易実績型707件】

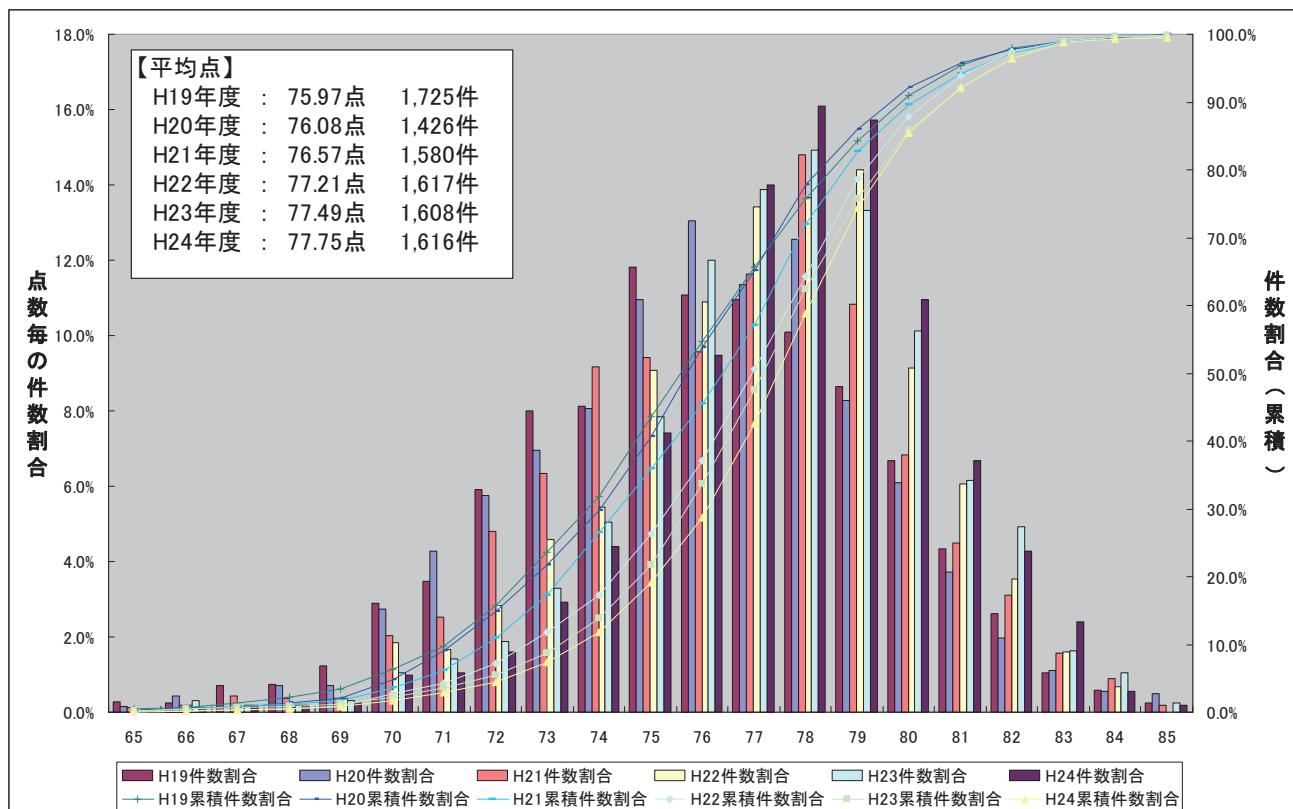
総合評価落札方式の落札状況②

- 落札者に占める加算点1位・加算点1位以外、価格1位・価格1位以外の割合
→落札者のうち、加算点1位の占める割合は増加傾向にある。



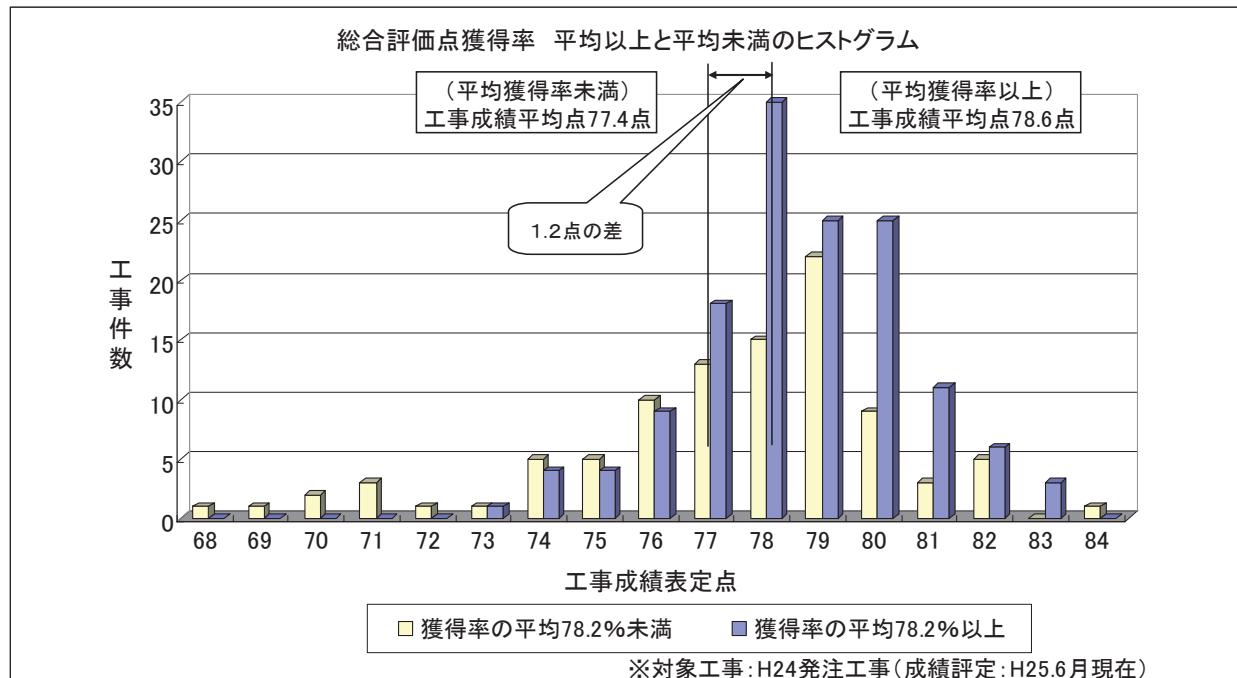
工事成績評定点の分布と経年変化

総合評価落札方式の導入・拡大に伴い工事成績評定点の平均点は高くなる傾向にあり、全体的な分布も工事成績評定点の高い方へ推移している。



総合評価落札方式の加算点獲得率と工事成績評定点

総合評価の加算点獲得率の平均(78.2%)以上の工事と平均未満の工事で工事成績評定点の比較を行ったところ、平均獲得率以上の工事の平均点(78.6点)は平均獲得率未満の工事の平均点(77.4点)より1.2点上回っている。

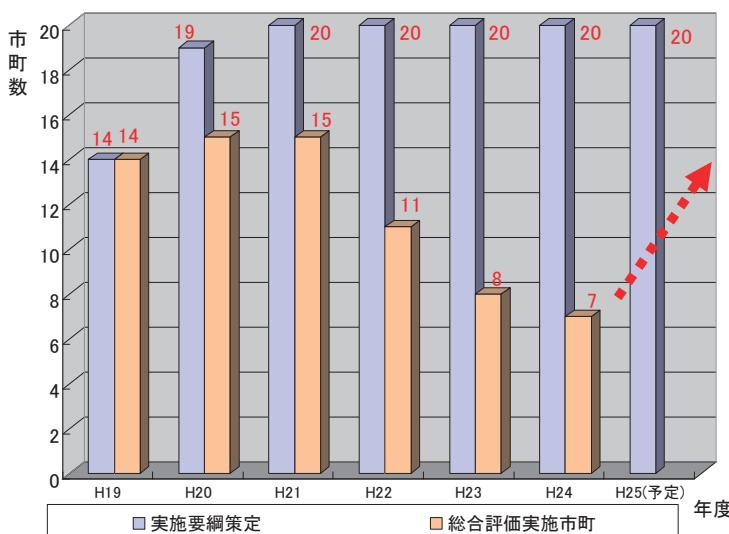


市町における総合評価落札方式

県内20市町全てで

- ◆総合評価の要綱策定済み。
 - ◆総合評価を実施。
- しているところであるが、
年度単位では実施市町数が伸び悩み。
(課題:学識経験者への意見聴取)

市町における総合評価の実施状況



【総合評価の拡大に対する取組】

1. 総括的な意見聴取

継続的に総合評価に取り組んでおり、経験、ノウハウが蓄積されている市町は、特別簡易型の学識経験者への意見聴取について総括的な意見聴取に移行。
(4市町が移行)

2. 愛媛県技術管理等連絡会議

県内20市町で総合評価落札方式の拡大のための課題や拡大方策について意見交換を実施。
(8月7日開催)

県と市町で連携を図り、「チーム愛媛」として工事の品質確保に取り組む。



低入札対策の導入

賃金や下請、資材業者等へのしわ寄せなど、工事の品質や安全確保に支障を来すことが懸念されるダンピング受注排除のため、「低入札をさせない。低入札と契約しない。」という強い姿勢を打ち出し、低入札対策に積極的に取り組んでいる。

【主な低入札対策】

平成22年4月 **簡易型総合評価落札方式における施工体制確認の試行導入**
・設計金額1億円以上の土木部発注工事

平成22年6月 **簡易型総合評価落札方式における施工体制確認の試行拡大**
・設計金額3千万円以上の土木部発注工事

低入札を繰り返す業者の入札からの排除措置の試行導入
・土木部発注工事

平成23年4月 **簡易型総合評価落札方式における施工体制確認の拡大**
・全部局の総合評価落札方式において本格導入

低入札を繰り返す業者の入札からの排除措置の拡充

- ・全部局発注工事で本格実施
- ・排除措置対象者の拡大（低入札3回→2回）
- ・排除措置期間の拡大（3ヶ月→3+（低入札-2）ヶ月）

平成25年6月 **低入札調査基準価格及び最低制限価格の見直し**
・一般管理費（0.3→0.55）、上限（予定価格の90%）撤廃

低入札対策（施工体制確認方式）

平成22年度：県土木部で試行導入

平成23年度：全部局で本格実施

平成24年度：WTO案件（予定価格19億4000万円）は対象から除外
[現 行] (※)施工計画型

基礎点 100点	加算点 20点
----------	---------

[施工体制確認方式を導入]

基礎点 80点	(※)施工計画型 施工体制評価点 20点	加算点 20点
---------	-------------------------	---------

施工体制を
確認・評価

品質確保の 実効性 (0~10点)	施工体制確保 の確実性 (0~10点)
-------------------------	---------------------------

[品質確保の実効性]

- ・出来形管理のための体制が構築されるか。
- ・品質確保のための体制が構築されるか。
- ・建設副産物の搬出・処分や資材の搬入が適切に実施されるか。
- ・安全確保の体制が構築されるか。 等

[施工体制確保の確実性]

- ・配置予定技術者の資格の確認。
- ・労務者の確保計画が確実か。
- ・下請の内容が確実か。
- ・機材の調達が確実か。

[評価]

- (優:10点)適切な施工体制が十分確保
(良: 5点)適切な施工体制が概ね確保
(可: 0点)その他

施工体制確認方式
(H25.3月末現在)
資料未提出 161者
ヒアリング実施 8者
(※)低入札者と契約なし

低入札対策(低入札を繰り返した業者の排除)

各四半期末時点で2回以上低入札を行っている業者を
3+(低入札回数-2)ヶ月間入札から排除。(最長は6ヶ月)

低入札の月別発生シミュレーション

業者	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月以降
A						●●								
B		●			●	●								
C					●									注:次年度に持越さない
D	●●●	●	●●●											
E	●		●	●				●						
F	●	●			●			●						

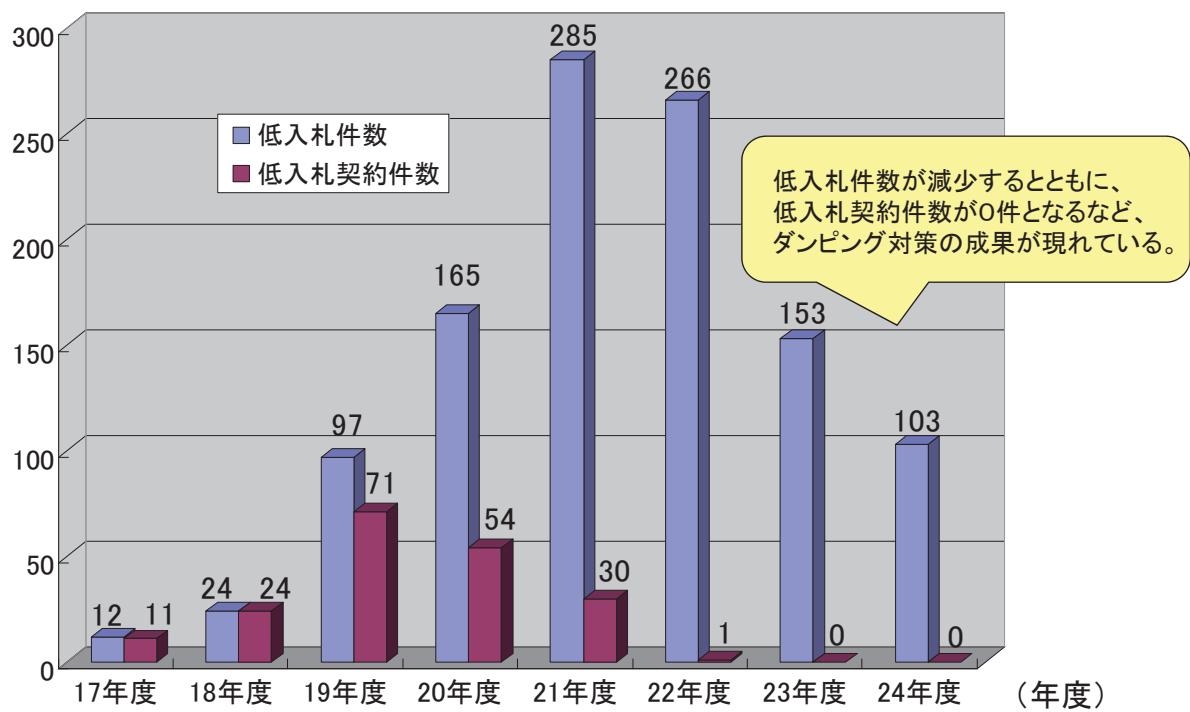
※1 ●は低入札案件の数を示す。

※2 網掛け箇所は入札参加を認めない期間

低入札価格工事の発生状況

(件数)

低入札件数



(※) 平成21年度以降は最低制限価格を下回ったものを含む。
最低制限価格制度(H21.10~、設計金額3千万未満)

年間維持工事の包括発注の取組み



道路における崩土取除



平成23年度から新居浜市域で年間維持工事(一般土木)の一括発注の取組みを実施。(10工事→1工事)

【年間維持工事の概要】

県が管理する土木施設(道路、河川管理施設等)の安全性等を確保するために実施する維持・修繕工事のうち、緊急性の高いものを迅速に実施するため、年間を通じた請負契約を締結。

道路維持工事13路線、河川管理施設維持工事37河川
砂防施設等維持工事79箇所、海岸維持工事6海岸
(道路パトロール、崩土取除、倒木撤去、側溝清掃、流木除去など)

【請負金額】

約32百万円(H24最終)

【受注者】

新居浜建設業協同組合(構成員:59業者)

※公募型指名競争入札

【包括発注のメリット】

- 崩土の撤去が複数業者の対応により早期に完了した。
- 組合員の手持ち工事量を考慮して下請業者を決定するため、作業の初動が早くなった。
- 発注者としては設計書作成等の業務量が軽減した。

河川における流木除去



平成25年度 入札・契約制度の改正について（高知県）

1 入札制度の見直し

（1）談合の有無をチェックできる入札制度の見直し

① 工事費内訳書の提出の義務付け

- 2,500万円以上の工事に工事費内訳書の提出を義務付け
- 今後、計画的に対象を拡大

〔予定〕

平成26年4月 1,000万円以上の工事

平成27年4月 500万円以上の工事

※ 上記の状況を検証した上で、更なる拡大を検討

○ 施行期日

平成25年5月1日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用

② 入札結果等に基づく談合疑義のチェックの継続

- 談合情報等対応マニュアルに基づき、入札結果や落札結果等により談合が疑われる事実を把握した場合は、事業者の事情聴取や公正取引委員会及び警察本部への通報を実施

③ 事務所ごとの落札率等の公表

- 事務所ごとの土木一式工事の落札率等を毎年公表
 - ・落札率、事業者別年間受注額及び受注割合
 - ・平成24年度分から公表

（2）適切な入札手続の執行のための入札制度の見直し

- 総合評価方式における施工計画の審査を入札書の提出期限後開札前に行うよう手順を変更

○ 施行期日

平成25年4月1日以後新たに行う入札公告から適用

（3）談合が行われにくい入札制度の見直し

① 事業者が自己評価できない総合評価方式の施工計画の配点等の拡大

ア 施工計画の配点を拡大

- 企業6、技術者6、施工計画8→企業4、技術者4、施工計画12

イ 施工計画を求める工事の拡大

- 難易度の高い工事などで積極的に活用

ウ 施行期日

平成25年4月1日以後新たに行う入札公告から適用

② 談合により受注した工事の総合評価方式における評価の取扱い

- 国、県、市町村等が高知県内で発注した公共工事のうち、談合により受注した工事（今般の独占禁止法違反の事案以後）については、総合評価方式における企業の評価（同種・類似工事の実績、同種・類似工事の工事成績及び優良工事表彰）の加点の対象とはしない。

- 施行期日

平成 25 年 3 月 18 日以後新たに行う入札公告から適用

③ 競争性の確保

ア 入札参加資格の拡大

- 土木一式A等級の事業者のみを入札参加資格とする入札の一部にB等級同士のJVの入札参加資格を認める。(工法的に比較的簡易な工事)

- 施行期日

入札参加者基準及び共同企業体の特例について(24高建管第782号土木部長通知)による運用の終了後に新たに行う入札公告から適用

イ 一般競争入札の対象工事の拡大

- (ア) 原則一般競争入札としている下限額を引き下げ

- 5,000 万円→3,000 万円

- 今後も段階的に引き下げ

- (イ) 一般競争入札を適用できる下限(1,000 万円)を撤廃

- 過去の入札状況等を基に少額の工事でも一般競争入札を実施

- 価格のみによる一般競争入札も実施

- 施工能力は施工実績を入札参加資格要件に規定することにより確保

- (ウ) 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告から適用

ウ 指名競争入札の指名業者数の拡大

- 指名業者数は下限のみを規定し、8者(以上)とする。(委託業務も同様。)

- 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う指名通知から適用

エ 予定価格の事後公表の拡大

- 予定価格の事後公表の下限額を引き下げ

- ・ 5,000 万円→3,000 万円

- ・ 今後も段階的に引き下げ

- 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日以後新たに行う入札公告及び指名通知から適用

2 コンプライアンスの徹底

(1) 研修会の継続実施

- 事業者、職員を対象としたコンプライアンス研修を毎年継続して実施

- ・ 日曜日の開催など多くの参加者が得られるように検討

(2) 独占禁止法違反とされた事業者への実地調査の継続

- 独占禁止法違反とされた事業者について、コンプライアンスに係る基本方針に基づく取組状況を今後も定期的に実地調査等により確認

(3) コンプライアンスに係る基本方針の策定状況の入札参加資格の格付けへの反映

- 事業者にコンプライアンス基本方針の策定を促し、策定できていない事業者は県の入札参加資格の格付けを2ランク又は最下位のランクへ引き下げ

- 平成 26 年度の入札参加資格の格付けから適用

平成25年度 建設工事における総合評価方式－改正の概要－

1 評価項目の新規追加

次の評価項目を「企業の評価」における「地域性・社会性評価（選択項目）」に追加します。

- BCPの認定の状況： 加入又は認定 有 10点
 加入又は認定 無 0点

（平成25年4月1日以後新たに行う入札公告から適用）

高知県建設業BCP審査会又は四国建設業BCP等審査会の審査を受け、災害時の事業継続力を備えている建設会社として認定証を交付されている場合（開札日において有効な場合に限る。）に評価の対象とする。（土木一式工事A等級及びB等級を入札参加者とする案件で選択できる。）

- 独占禁止法違反による指名停止の状況： 指名停止 有 -10点
 指名停止 無 0点

平成25年4月1日以後に公告を行った一般競争入札又は指名通知を行った指名競争入札において独占禁止法又は刑法に違反する不正行為があったと認定され、公告日以前1年間において、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づき、当該不正行為に係る指名停止の措置を受けていた期間がある場合に減点の対象とする。

2 評価項目の削除

- 該当なし

3 評価項目の評価基準の変更等

次の評価項目は、評価基準を変更又は明確化します。

- 同種・類似工事の実績の有無（「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」）
 - ・評価対象： 平成9年度以降 ⇒ 平成10年度以降（過去15年は変更ありません。）
- 同種・類似工事の成績評定（「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」）
 - ・評価対象： 平成19年度以降 ⇒ 平成20年度以降（過去5年は変更ありません。）
- 優良工事表彰の有無（「企業の評価」及び「配置予定技術者の評価」）
 - ・評価対象： 平成17年度以降 ⇒ 平成18年度以降（過去7年は変更ありません。）

参考

評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
技術力評価(必須項目)		
同種・類似工事の実績 (平成10年度以降)	施工実績 4件以上 施工実績 2件以上4件未満 施工実績 2件未満	10 5 0
同種・類似工事の成績評定 (平成20年度以降)	成績評定の平均点 80点以上 成績評定の平均点 75点以上80点未満 成績評定の平均点 70点以上75点未満 成績評定の平均点 70点未満	15 10 5 0
直近の成績評定の最低点 (前年度実績)	成績評定 65点未満 無 成績評定 65点未満 有	0 -5
技術力評価(選択項目)		
優良工事表彰の有無 (平成18年度以降) ※過去7年	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞 高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞 他機関表彰 受賞 表彰 無	10 7.5 5 0
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO9000シリーズと併せてISO14000シリーズ又はエコアクション21を取得 IOS9000シリーズ又はISO14000シリーズ又は若しくはエコアクション21のいずれかを取得 ISO認証及びエコアクション認証 未取得	5 2.5 0
舗装工事施工体制 (AS舗装工事に適用)	ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しており、かつ、当該工事のAS舗装工を自社で施工する ASフィニッシャを自社保有若しくは長期(1年以上)リース契約している。又は、当該工事のAS舗装工を自社で施工する ASフィニッシャを自社保有又は長期(1年以上)リース契約しておらず、当該工事のAS舗装工を下請に発注して施工する	10 5 0
地域性・社会性評価(選択項目)		
地域内拠点の有無	当該工事と同一市町村内に本社(本店) 有 当該工事と同一市町村内に営業所 有 当該工事と同一市町村内に本店・営業所 無	15 10 0
地域ボランティアの有無 (前年度実績)	入札参加資格決定通知書の地域点数20点以上相当 " 15点以上20点未満相当 " 10点以上15点未満相当 " 5点以上10点未満相当 " 1点以上5点未満相当 ボランティア活動 無	10 8 6 4 2 0
重機保有の有無	バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 有 バックホウ又はトラクターショベルの自社保有又は長期(1年以上)リースによる保有 無	10 0
消防団への加入又は消防団協力事業所表示制度の認定の状況 (前年度実績)	加入又は認定 有 加入又は認定 無	10 0
BCPの認定の状況	BCPの認定 有 BCPの認定 無	10 0
独占禁止法違反等による指名停止の状況	指名停止 無 指名停止 有	0 -10
技術力評価(必須項目)		
同種・類似工事の実績 (平成10年度以降)	施工実績 4件以上 施工実績 2件以上4件未満 施工実績 2件未満	10 5 0
同種・類似工事の成績評定 (平成20年度以降)	成績評定の平均点 80点以上 成績評定の平均点 75点以上80点未満 成績評定の平均点 70点以上75点未満 成績評定の平均点 70点未満	15 10 5 0
技術力評価(選択項目)		
優良工事表彰の有無 (平成18年度以降) ※過去7年	高知県表彰(知事賞又は優良賞)を2回以上受賞 高知県表彰(知事賞又は優良賞)を1回受賞 他機関表彰 受賞 表彰 無	10 7.5 5 0
継続学習制度(CPD)への取り組み (社)全国土木施工管理技士会連合会、(社)日本技術士会、(社)日本建築士会連合会、建築設備士関係団体CPD協議会、(社)土木学会の何れかの取得単位数 (有効期間:過去5年間)	推奨単位の5/10以上 推奨単位の3/10以上5/10未満 推奨単位の1/10以上3/10未満 推奨単位の1/10未満	10 7.5 5 0
配置予定技術者の資格	1級国家資格 有 上記以外	10 0
	5 - ⑤高知 - 4	

参考

評価項目	評価基準	配点
簡易な施工計画	各工程の工期、手順が適切で、特に優れた工夫がある	12
	各工程の工期、手順が適切で、優れた工夫がある	8
	各工程の工期、手順が適切で、工夫がある	4
	各工程の工期、手順が適切である	0
	(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、特に優れた工夫がある	12
	(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、優れた工夫がある	8
	(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などで、工夫がある	4
	(発注者の指定した)品質管理項目に関して確認方法や管理方法などが適切である	0
	(発注者の指定した)施工上の課題に対して、特に優れた工夫がある	12
	(発注者の指定した)施工上の課題に対して、優れた工夫がある	8
	(発注者の指定した)施工上の課題に対して、工夫がある	4
	(発注者の指定した)施工上の課題に対して、適切である	0
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、特に優れた工夫がある	12
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、優れた工夫がある	8
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ、工夫がある	4
	配慮事項の設定やこれへの対応が現地の環境条件を踏まえ適切である	0

問合せ先
高知県土木部建設管理課（契約担当）
TEL 088-823-9813

「市町村の総合評価を支援する担当者一覧表」
 (四国地方整備局の各事務所連絡先等)

平成25年7月1日現在

対象地域	事務所名	役職名称	氏名	ふりがな	住所	電話番号
徳島県	徳島河川国道事務所	副所長	赤澤 善樹	あかざわ よしき	徳島市上吉野町3丁目35	(088)654-2211
		副所長	清水 宰	しみず つかさ		
		副所長	兵頭 英人	ひょうどう ひでと		
		工事品質管理官	中村 慎二	なかむら しんじ		
	那賀川河川事務所	副所長	長尾 純二	ながお じゅんじ	阿南市領家町室ノ内390	(088)422-6461
		副所長	湯佐 昭二	ゆさ しょうじ		
		事業対策官	松下 越夫	まつした えつお		
	四国山地砂防事務所	副所長	川西 浩二	かわにし こうじ	三好市井川町西井川168-1	(088)72-5400
		事業対策官	森 和夫	もり かずお		
	吉野川ダム統合管理事務所	—	—	—	三好市池田町字西山谷尻4235-1	(088)72-3000
	小松島港湾・空港整備事務所	副所長	日笠 一志	ひがさ ひとし	小松島市小松島町字新港9-14	(088)32-3356
香川県	香川河川国道事務所	副所長	湯浅 喜久一	ゆあさ きくいち	高松市福岡町4-26-32	(087)821-1561
		副所長	香西 邦信	こうざい くにのぶ		
		工事品質管理官	西山 修	にしやま おさむ		
	四国技術事務所	副所長	和多 春利	わだ はるとし	高松市牟礼町牟礼1545	(087)845-3135
		副所長	谷脇 準蔵	たにわき じゅんぞう		
	高松港湾・空港整備事務所	副所長	松尾 義文	まつお よしふみ	高松市浜ノ町72-9	(087)851-5522
愛媛県	松山河川国道事務所	副所長	関谷 浩二	せきや こうじ	松山市土居田町797-2	(089)972-0034
		副所長	沖上 茂人	おきうえ しげと		
		工事品質管理官	秋山 慎吾	あきやま しんご		
	大洲河川国道事務所	副所長	野本 粋浩	のもと ただひろ	大洲市中村210	(089)24-5185
		副所長	加藤 邦寛	かとう くにひろ		
	山鳥坂ダム工事事務所	副所長	三宅 和志	みやけ かずし	大洲市肱川町予子林6-4	(089)34-3000
	野村ダム管理所	管理所長	鷺津 隆廣	わしづ たかひろ	西予市野村町野村8-153-1	(089)72-1211
	松山港湾・空港整備事務所	副所長	込山 清	こみやま きよし	松山市海岸通2426-1	(089)951-0161
高知県	高知河川国道事務所	副所長	高井 孝明	たかい たかあき	高知市六泉寺町96-7	(088)833-0111
		副所長	宮脇 工	みやわき たくみ		
		工事品質管理官	川崎 光洋	かわさき こうひろ		
	中村河川国道事務所	副所長	弘田 淳一	ひろた じゅんいち	四万十市右山2033-14	(088)34-7301
		副所長	門田 隆志	かどた たかし		
	中筋川総合開発工事事務所	副所長	渡邊 健二	わたなべ けんじ	宿毛市平田町戸内1692-1	(088)66-0142
	土佐国道事務所	副所長	伊賀 達也	いが たつや	高知市江陽町2-2	(088)884-0359
		副所長	宮武 敏男	みやたけ としお		
	大渡ダム管理所	管理所長	赤松 薫	あかまつ かおる	吾川郡仁淀川町高瀬3815	(088)32-2120
	高知港湾・空港整備事務所	副所長	石井 譲治	いしい じょうじ	高知市種崎874	(088)847-3511